

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 31 日

茨城県監査委員 羽 生 健 志

## 第 1 住民監査請求の内容

### 1 請求人

結城市	大矢 尚武
土浦市	古沢 喜幸

### 2 茨城県職員措置請求書の提出

平成 30 年 5 月 17 日

### 3 補正書の提出

平成 30 年 6 月 1 日（補正期間は平成 30 年 5 月 23 日から 10 日間）

### 4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、別表 1 から別表 10 までの記載は省略した。

## (1) 茨城県知事に対する措置請求の要旨

茨城県知事が、平成28年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別紙「平成28年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括」の返還請求金額総合計5,195,643円の金員を返還請求することを怠る行為は違法なので、地方自治法242条第1項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金員について各会派に対して茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

## (2) 措置請求の理由

ア 政務活動費の性質と支出の根拠等

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

a 茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14項ないし16項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」(平成13年3月28日茨城県条例第35号、平成24年茨城県条例第94号によって改称、以下「条例」という)に基づいて県議会各会派に交付される。

茨城県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」(平成13年3月23日議長決裁、改正・平成24年12月21日議長決裁、平成25年3月1日施行、以下「規程」という)で規定し、更に、政務活動費の適正な執行を図るために「政務活動費の手引」(平成28年4月適用、以下「手引」という)で支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

b 地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

c 条例は、地方自治法の上記条項に基づき、

(a) 第1条において、政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部」として議会に於ける会派に対して交付されるものであること、

(b) 第2条第1項において、政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図る為に必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する」とし、同条第2項関係の別表において、「人件費」「事務所費」「事務費」「交通費」「視察・研修費」「調査委託費」「資料購入・作成費」「要請陳情等活動費」「会議費」「グループ活動費」「広報紙(誌)発行費」「ホームページ作成・管理費」「政策広報費」「会費」の14種類の使途経費を、

(c) 第9条第2項において、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は、議長

が定めることができること、

- (d) 第10条第1項において、会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を当該年度の終了した翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、
  - (e) 同条第2項において、収支報告書には支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないこと、
  - (f) 第12条において、知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行なった政務活動に係る支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができること、
- をそれぞれ定めている。

d 「規程」は、上記(c)の規定に沿い、第5条第2項において、「政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする」としつつ、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

を上限として算定するとしている。

(イ) 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法の規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定である。この規定は議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

従って、政務活動費に関する「条例」「規程」及び「手引」は、その内容と運用について、この規定を順守しなければならない。

(ウ) 一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出

- a 公表された目的以外で政務活動以外の行為が絡んだ支出
- b 政務活動用としては高額過ぎる物品の購入に係る支出
- c 規定が予定している本来の態様から逸脱している行為に係る支出
- d 目的或は効果が分からない行為に係る支出
- e 低額な手段があるにも関わらず高額な手段を採ったことに係る支出
- f 会派又は議員の宣伝の意味が濃い情報提供行為に係る支出
- g 政党の資金の一部となり得る行為に係る支出

## イ 茨城県議会の平成 28 年度政務活動費の交付と精算

- (ア) 茨城県は、「条例」に基づき、平成 28 年度政務活動費として、茨城県議会の各会派に金員を交付した。
- (イ) 各会派は、いずれも平成 29 年 4 月 27 日または 28 日に、「平成 28 年度政務活動費収支報告書」を提出し、茨城県議会事務局が平成 29 年 4 月 27 日または 28 日に受付けた。余剰金のある会派は、規定に従ってその金員を茨城県に返還したと思われる。なお、その後いばらき自民党及び茨城県議会公明党議員会は、一部修正を行った。

## ウ 平成 28 年度の政務活動費の評価結果

### (ア) 評価結果

アの記載事項に基づき、茨城県議会の各会派が平成 28 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書などに基づいて、その妥当性を個別に判断し、違法或は不当と判断された結果は、別紙の「返還請求金額」欄のとおりであり、そのように判断した評価の内容については、同表の「別表番号」欄に記載した各番号の「別表」（記載省略）に、査定対象とした支出の詳細及び個別の返還請求金額とともに記載したとおりである。

なお、本文及び別紙等において、会派の名称を次のように省略して表記したことがある。

民進党茨城県議会議員団を民進党、茨城県議会公明党議員会を公明党  
日本共産党茨城県議会議員団を日本共産党

### (イ) 経費項目別の評価の概要

以下に返還請求すべきと判断された支出があった費用項目について、査定の根幹とした判断の基準を述べる。詳細については、上記「別紙」に記載してあるので参照されたい。なお今回は、交通費、視察・研修費に評価の対象を絞った。

#### a 交通費

##### (a) ガソリン代等及び高速道料金他

ガソリン代等は、原則として実費請求という理念から程遠い不当に高額な固定基準単価に基づく請求となっているが、ここでは不問とすることとし、これらの費用については、県会議員としての政務活動以外の目的の有無、目的不明の移動の支出されていないか等を精査し、政務活動以外の目的が混在すれば按分率を 1/2 以下とし、目的不明の移動の場合は支出を認めないこととして返還請求金額を算定した。なお、交通費として計上されたが、明らかに視察・研修活動のための支出である場合には、関連の視察・研修費用の評価の中で評価した。

##### (b) 自動車リース代

自動車リース代とガソリン代等との関係において、その費用の構成に問

題があることが推察される。ガソリン代等にはオイル交換代とタイヤの消耗費が含まれており、リース代にもこれらの費用が含まれているものと推察される。平成 25 年度分の政務活動費訴訟において提出された自動車リース契約書にこれらの費用が含まれていることが明らかとなったものがあり、今回の査定対象のリースにおいても同様のことが存在するものと推察する処である。このことが自動車リース契約の全てで行われているものとして評価した。

(c) その他の交通費

交通費として計上された費用の内、ガソリン代等及び自動車リース代を除く分で視察・研修に係るものは視察・研修費の評価の中で評価した。

b 視察・研修費

(a) 政務活動実施成果報告書及びこれに準ずる報告書（自民県政クラブ分）があるものはその内容を参考に評価した。

(b) 視察の具体的な行き先、目的、成果などが不明なものは、原則として支出を認めないこととし、全額返還とした。

(c) 同じような視察を繰り返し行い、趣味あるいは観光ではないかと思われるものは全額返還とした。

(d) 個人のスキルアップが目的としか思えない研修は全額返還とした。

(e) 意義が認められない活動の費用、日程上不可能と思われる活動の費用は、全額返還とした。

(f) 政務活動以外の活動が混在する場合は按分率を 1/2 以下とした。

c 公明党の費用について

公明党の費用については、項目数が多く、費用の発生要因が多岐にわたるので自動車リース費以外は、費用別ではなく一括して別表 10 にまとめた。なお、別表 10 は、議員ごとに 10-1～4 に分割した。（記載省略）

別紙

平成28年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括

茨城の元気な明日を創る会は、評価対象とした費用の支出がなかったのて本表から省いた。

金額単位：円

会派名 代表者名	いばらき自民党			自民政クラブ			長谷川修平			茨城県議会公明党議員会			日本共産党茨城県議会議員団		
	代表者名	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号	返還請求金額	別表番号
経費名	政務活動費支出金額	返還請求金額	別表番号	政務活動費支出金額	返還請求金額	別表番号	政務活動費支出金額	返還請求金額	別表番号	政務活動費支出金額	返還請求金額	別表番号	政務活動費支出金額	返還請求金額	別表番号
交通費	8,818,386	178,950		1,249,938	68,444		1,864,088	251,135		4,176,823	※		1,186,358	24,104	
右記費用の検討の中で交通費を検討した結果を表し、合計が交通費の返還請求金額となる	ガソリン代等及び高速料金他	62,500	1	ガソリン代等及び高速料金他	37,748	2	ガソリン代等及び高速料金他	231,135	3	ガソリン代等及び高速料金他	※	10	ガソリン代等及び高速料金他	7,136	4
視察・研修費	自動車のリース代 視察・研修費	87,498 28,852	5 6	自動車のリース代 視察・研修費	10,000 18,696	5 7	自動車のリース代 視察・研修費	20,000 0	5 8	自動車のリース代 視察・研修費	40,000 ※	5 10	自動車のリース代 視察・研修費	0 16,968	0 9
合計	11,391,399	2,670,455		2,090,083	293,346		2,174,388	561,435		4,451,149	1,637,888		1,394,855	32,519	

※ 公明党の自動車リース代以外は交通費と視察・研修費をまとめて評価したのでこれ等の欄は空白とする。  
なお、公明党関係の別表10は、10-1～10-4で構成される。

返還請求金額総計	5,195,643
----------	-----------

## 第2 監査委員の除斥

本件請求において、細谷典幸委員、伊沢勝徳委員、及び、平成30年7月1日に監査委員に選任された深谷一広監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2に定める直接利害関係のある事件に当たるから、除斥とした。

## 第3 請求の受理

平成30年6月6日に監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

## 第4 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年6月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

#### (1) 新たな証拠等の提出（記載は省略）

- ・証拠1 「ぐんまの家庭教育応援条例」（群馬県教育委員会）
- ・証拠2 「小樽市：健康増進計画」（小樽市ホームページ）
- ・証拠3 「小樽まちづくりエントリー制度」（小樽市ホームページ）
- ・証拠4 「視察報告書」（取手市議会会派はやぶさ代表者 赤羽直一、平成28年6月15日取手市議会事務局収受）
- ・証拠5 「イノブタ紹介 | 畜産試験場」（和歌山県ホームページ）
- ・証拠6 「年間150万人を集客！ 人口3500人の村を変えた「道の駅」の存在」（RBB TODAY ホームページ、2015年12月16日（水））
- ・証拠7 「平成28年第3回 定例会－09月08日－02号」
- ・証拠8 「やまなし観光推進計画 第2章3」

#### (2) 陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は、おおむね次のとおりであった。

ア いばらき自民党の「(仮称)茨城県家庭教育を支援するための条例(案)の

策定」に係る視察（平成 28 年 5 月 11 日）、同党の中村修議員の「北海道「小樽市」「余市町」と岩手県「紫波町」への行政視察」（平成 28 年 5 月 17 日から 19 日まで）、同党の石井邦一議員の「和歌山県すさみ町「イノシシ活用」視察調査」（平成 28 年 11 月 24 日から 26 日まで）、自民県政クラブの「地場産業育成を狙いとした道の駅運営と首都圏自治体の交流促進」に係る視察（平成 28 年 10 月 6 日から 7 日まで）、及び、公明党の「山梨県県外活動」（平成 28 年 10 月 7 日から 8 日まで）について、各視察の成果報告書からは、県会議員が出張した主たる効果が判然としない。

イ 民進党の長谷川修平議員と齋藤英彰議員及び公明党の井手義弘議員と高崎進議員について、ガソリン代取得等の対象とする政務活動には、当該活動の内容や回数、走行距離等の点から、疑わしいものがある。政務活動費は「性善説」が基本で有り、申告すればそのとおり支給するという仕組みとなっていることが非常に問題である。

## 2 監査対象事項

知事が、平成 28 年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、本件請求において摘示された支出を監査対象事項とした。

## 3 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する茨城県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

## 4 監査対象機関への監査

議会事務局より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

### （監査事項）

#### （1）議会事務局における、政務活動費に係る確認体制及び方法

- ア 収支報告書の提出（四半期ごと）時、どのような確認を行うのか
- ・支出の根拠となる書類
  - ・政務活動費から支出することの適正性（政務活動に該当する支出内容であるか）
  - ・政務活動費の金額の適正性（按分率等）
  - ・「社会通念上必要かつ相当」についての判断
- イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っている

か

## (2) 政務活動費の各経費

### ア 全項目共通

- ・当該執行が専ら政務活動であることの確認（按分したものにあっては、当該按分率が適正かの確認）

### イ 交通費

- ・宿泊費・ガソリン代等に係る活動内容及び支払についての確認
- ・自動車リースに係る契約内容の確認

### ウ 視察・研修費

- ・当該視察研修の行き先、目的、成果について、政務活動のために行われたものであることの確認
- ・交通費、宿泊費等に係る支払についての確認

## 5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

### (1) 政務活動費の執行に対する議会事務局の確認体制と方法について

議会事務局は、随時、会派又は議員からの相談・問合せに応じるとともに、会派から四半期ごとに収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の提出を受けたときは、総務課職員（5名）が茨城県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）や政務活動費の手引（以下「手引」という。）に照らして、対象経費の範囲に適合しているか確認を行っている。

具体的な確認作業としては、会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているか確認している。

なお、収支報告書等の内容確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて会派の政務活動費経理責任者に説明を求め、確認を行っている。

### (2) 会派による確認等について

政務活動費は、条例に基づき議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行については、所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに、随時、相談に応じており、所属議員から収

支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により、対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。

今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対し、調査を行うとともに、領収書をはじめ、自動車の賃貸借契約書や活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

### (3) 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報について

政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、学識経験者で構成する「茨城県議会政務活動費調査等審査会」を平成28年4月に設置した。

政務活動の適正な執行を確保するため、平成28年度から四半期毎に収支報告書の提出を求めている。

また、政務活動の内容を県民によく理解していただくため、政務活動費を充当した政務活動について、平成28年度分から政務活動実施成果報告書を提出してもらい、議会ホームページ等を活用してその成果を積極的に広報している。

### (4) 請求人の主張する査定の基準について

本県の政務活動費については、条例、規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第1・4(2)のア(ウ)「一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出」(3頁31行目)のa～gについては、事実に基づかない憶測又は疑念によるものであるとともに条例、規程や手引の誤った解釈である。このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指摘とは認められない。

### (5) 請求人が不当と主張している支出について

政務活動費に係る支出については、会派又は議員の責任において適切なる判断をもって執行され、議長に対し必要な書類は全て提出されており、本件請求において請求人が支出を認め得ないものとして摘示する個別の案件について、収支報告書等の確認及び改めて会派からの聞き取り調査を実施するなどした結果、支出の内容に不当と思われるものはなく、条例、規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

以上のことから、条例、規程及び手引に照らし政務活動費として違法、不当な支出には当たらない。

## 6 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、措置請求書で摘示されている案件のうち会派に対する調査が必要と判断したものについて、関係会派に対し調査への協力を依頼

し、当該案件に係る関係会派の説明資料及び証拠書類について議会事務局を通して提示を求め、その内容を確認した。

## 第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

### 1 政務活動費の概要

#### (1) 政務活動費制度の経緯

平成11年に地方分権一括法が成立したことに伴い、地方議員の役割が増大したことから、国は、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年に法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」として、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され、名称が「政務活動費」に改められ、交付内容が、これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり用途が拡大された。

本県においても、平成13年4月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し、さらに、上記法改正に沿って、平成24年12月に同条例を改正した。

また、平成28年4月に、政務活動費の透明性の向上と、県民への積極的な広報を図るため、学識経験者等による第三者機関の設置や、政務活動の成果の公表等の内容とする条例改正を行った。

#### (2) 根拠法

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とし、また同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とし、さらに同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

### (3) 根拠条例等の主な内容

#### ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(別表)

分類	経費	内 容
政務活動補助費	人件費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事務費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交通費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調査委託費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費
	要請陳情等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費
	会議費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民相談会等に要する経費
	グループ活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費

広 報 広 聴 活 動 費	広報紙(誌) 発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費
	ホームページ 作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広聴活動に要する経費
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

イ 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、議会の会派に対し交付するものとする。

ウ 交付額（条例第4条）

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

エ 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長に提出しなければならない。

オ 会派の知事への通知（条例第6条）

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

カ 交付決定（条例第7条）

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

キ 交付（条例第8条）

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

ク 実費支出の原則等（条例第9条）

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができる。

[議長が別に定めるもの（規定第5条）]

a 自動車を利用する場合の交通費の算定について

1キロメートルにつき24円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

(a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1

(b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1

(c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

ケ 収支報告書等（条例第10条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

コ 議長の調査及び透明性の確保（条例第11条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

サ 茨城県議会政務活動費調査等審査会（条例第11条の2）

議長は、前条に規定する調査等に関し専門的見地からの意見を聴くため、議長が選任する2人の学識経験者を有する者をもって構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

審査会は、意見を述べる場合において必要があると認めるとき、収支報告書等に関し、検査を行うことができるものとする。

審査会は、検査を行う場合において、政務活動費の使用状況等の適切な把握のため必要があると認めるときは、会派との意見交換等を行うことができるものとする。

審査会は、必要があると認めるときは、議長又は会派に対し、政務活動費に関する指導及び助言をすることができるものとする。

シ 返還（条例第 12 条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出（第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

ス 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第 13 条）

議長は、第 10 条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 87 号）第 7 条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

セ 委任（条例第 14 条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

**（4）手引の性格、位置付け**

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成 20 年 6 月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成 21 年 10 月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成 21 年 12 月に条例を改正するとともに、併せて、政務調査費の使途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を内容とした手引を策定した。

平成 24 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、前回（平成 21 年）と同じく全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成 24 年 12 月の条例の改正に併せて、政務活動費の適正な執行を図るための指針である手引の改正を行った。

**（5）政務活動費の支出状況等**

平成 28 年度の各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

支出金額及び支出年月日

		支出日	支出額（円）
	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日（金）	40,500,000

いばらき自民党 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 28 日 収支報告額： 129,269,946 円	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日 (金)	39,600,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日 (金)	39,600,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	39,600,000
	戻入	平成 29 年 5 月 30 日 (火)	-30,030,054
	小計		129,269,946
民進党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 28 日 収支報告額： 15,574,725 円	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日 (金)	4,500,000
	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日 (金)	4,500,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日 (金)	4,500,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	4,500,000
	戻入	平成 29 年 5 月 29 日 (月)	-2,425,275
	小計		15,574,725
茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 28 日 収支報告額： 13,626,546 円	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日 (金)	3,600,000
	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日 (金)	3,600,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日 (金)	3,600,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	3,600,000
	戻入	平成 29 年 5 月 29 日 (月)	-773,454
	小計		13,626,546
自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 28 日 収支報告額： 18,000,000 円	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日 (金)	4,500,000
	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日 (金)	4,500,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日 (金)	4,500,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	4,500,000
	小計		18,000,000
日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 27 日 収支報告額： 10,800,000 円	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日 (金)	2,700,000
	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日 (金)	2,700,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日 (金)	2,700,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	2,700,000
	小計		10,800,000

茨城の元気な明日を創る会 収支報告年月日： 平成 29 年 4 月 28 日 収支報告額： 3,600,000 円	第 1 期	平成 28 年 4 月 15 日（金）	900,000
	第 2 期	平成 28 年 7 月 15 日（金）	900,000
	第 3 期	平成 28 年 10 月 14 日（金）	900,000
	第 4 期	平成 29 年 1 月 16 日（月）	900,000
	小計		3,600,000
計			190,871,217

※この他、いばらき自民党から平成 29 年 9 月 13 日（経費内訳変更）及び平成 30 年 2 月 23 日（支出額 120 円減）に、茨城県議会公明党議員会から平成 29 年 8 月 9 日（支出額 7,890 円減）にそれぞれ収支報告書の修正有

## 2 議会事務局における事務処理等

### （1）条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

議会事務局では、毎年度初めに各会派に対し交付決定の通知をする際に、各会派の経理責任者に対し、手引の留意事項について説明を行っている。

なお、1 人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途説明会を設け、手引の内容等について十分な説明を行っている。

また、会派、議員からの随時の問合せや相談に対し、個別に応じている。

### （2）議長権限に基づく調査

収支報告書等の提出を受ける議長は、条例第 11 条の規定に基づき、その報告書等が所定の要件を備えているかどうかを確認することが求められるとともに、政務活動費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるよう努める必要があり、会派から収支報告書等の提出があった際、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、規程や手引に照らして誤りがないかなど、必要に応じて調査を行うこととなっている。

なお、この調査は、法第 138 条第 7 項の規定に基づき議会事務局において行っている。

### （3）茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成 28 年 4 月の条例改正により、政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、第三者機関として、学識経験者 2 名（公認会計士及び弁護士）で構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会が設置された。

議会事務局では、同審査会から、収支報告書等に関し検査を受けるとともに、政務活動費の交付に係る審査に当たり、指導・助言を受けている。

### （4）支出の根拠となる書類の確認

支出実績報告として四半期ごとに提出される「政務活動費収支報告書」には、その支出の事実を証する書類の写しとして、

- ・政務活動費領収書等貼付用紙
- ・政務活動費支払証明書

が添付されており、議会事務局総務課の5名で、提出のあった全ての会派に係る上記書類の内容確認を、最終的には出納整理期間中（5月末まで）の戻入期限に間に合うように行っている。

## (5) 主な確認事項について

### ア 政務活動費から支出することの妥当性

政務活動費の手引に照らし不適切な支出ではないかを確認し、疑義がある場合には会派の経理責任者等に問い合わせるとともに、会派が保管している雇用契約書等の証拠書類の提示を必要に応じて求めるなどして、政務活動費による支出の妥当性について確認を行っている。

### イ 支出金額の妥当性

支出金額の妥当性については、手引の上限額、社会通念、地域性を踏まえた相場等を考慮し適切かつ総合的に判断している。例えば事務所費では、必要に応じて事務所の立地場所、築年数、床面積、建物の構造や周辺の相場等について会派に対し説明を求め、総合的に確認している。

### ウ 按分率の妥当性

支出金額の按分については、手引の規定に照らし適切に行われているか判断している。例えば、事務所費で按分率1分の1などの場合には、当該事務所が専ら政務活動に使用されていることを客観的に示すよう会派に対し説明を求めている。また、按分率4分の3など、手引に照らし一般的でない按分率で提出された書類についても同様に確認を行っている。

### エ 収支報告書等の確認

提出された「政務活動費収支報告書」の金額が正しいかどうかを確認するため、「政務活動費領収書等貼付用紙」等「支出の事実を証する書類の写し」の政務活動費支出額を支出項目ごとに集計し、支出総額の確認等を行っている。

## (6) 包括的な委託の確認

包括的な委託は、毎年度4月1日付けで会派代表者から所属議員に対して「政務活動依頼書」を送付することにより行っており（1人会派を除く。）、議会事務局では、その内容が手引に照らし適切か、それが所属議員全員分あるかどうか、といった確認を行っている。また、年度途中で所属議員が増となった場合には同様に会派から議員に対し送付されるので、同様の確認を行っている。

## (7) 問合せ等に対する対応

会派から随時、「政務活動費の対象経費の範囲に適合しているかどうか」等の問合せがあるが、その都度、手引等の規定に基づき対応している。

## (8) 透明性の確保

各会派から提出された収支報告書等を閲覧に供するとともに、収支報告書については、議会ホームページにおいて公開している。

また、平成 28 年度分の政務活動費より、会派から政務活動実施成果報告書の提出を受けており、当該報告書についても議会ホームページにおいて公開している。

## 3 会派における事務処理等

### (1) 政務活動費の使途に係る所属議員への指導

1 人会派以外の会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第 2 条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派に対し政務活動費への充当の可否や按分割合などの事項の問合せがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

さらに、所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、按分割合や充当金額について領収書、活動記録簿及び各種契約書等により確認し、必要な場合は、当該議員に説明を求めている。

### (2) 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な点がある場合、1 人会派以外の会派では、所属議員が経理責任者に相談し、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせることにより、会派として判断をしている。

また、1 人会派について同様の案件がある場合、議会事務局に問い合わせることにより判断している。

### (3) 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例の規定に基づき会派に交付されることとなっているため、1 人会派以外の会派では、各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っており、所属議員が個々に政務活動費を充当することを認めている。

### (4) 茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成 28 年度交付分の政務活動費については、4 回にわたり茨城県議会政務活動費調査等審査会が開催されており、各会派では同審査会との意見交換を行い、政務

活動費に係る疑問等について指導・助言を受けている。

#### 4 請求人が摘示した支出に係る事務手続

請求人が、本件請求の中で違法、不当な支出として摘示した案件について、議会事務局への聴き取り、領収書類等の確認を行うとともに、必要に応じて関係会派に対し説明資料及び支出証拠書等の提示を求め、調査したところ、事務手続は条例、規程及び手引に則りなされていた。

#### 5 請求内容の相違

措置請求書と収支報告書等を照合確認した結果、請求人の主張する政務活動費への充当額、返還請求額等に関係すると思料される相違が別表1のとおり認められた。

#### 6 交通費の返還

交通費（ガソリン代等）の一部に関し、別表2のとおり按分率の錯誤等を理由に返還の申出があり、議会事務局が返還手続を行ったことについて、関係書類により以下のとおり収納済であることを確認した。

返還申出日	平成30年6月15日，7月6，18日
返還の内容	<b>【交通費】</b> ガソリン代 (32件) 60,432円 高速・有料道路料金 (23件) 28,780円 その他 (7件) 10,170円 <hr/> 合 計 (62件) 99,382円
返還の理由	収支報告書等の記載に錯誤があった。
調定決議票起票日	平成30年6月15日，7月9，18日
返還金収納日	平成30年6月18日，7月10，19日

## 本件請求と収支報告書等の相違内容

別表番号	会派(略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等)記載内容	備考
1	自民党	白田 信夫	交通費	1	費用名 (走行距離)	31km	18km	返還請求金額には影響なし
1	自民党	白田 信夫	交通費	1	按分率	1/2	1/1	返還請求金額には影響なし
1	自民党	星田 弘司	交通費	6	活動内容	入学式に出席学校評議員及びPTA関係者と学校運営について意見交換	ひまわり学園・さくら学園・サポートセンターなど同大運動会の開催状況を視察。大久保理事長と障害者就労移行支援事業の運営等について意見交換	
2	県政ク	半村 登	交通費	9	充当金額	744	504	返還請求金額 372 → 252
2	県政ク	江田 隆記	交通費	1	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	2	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	3	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	4	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	5	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	6	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
2	県政ク	江田 隆記	交通費	7	活動内容	活動内容不明	県庁へ	収支報告書等には活動内容として「県庁へ」と記載あり。
6	自民党	高橋 勝則	視察・研修費	2	支払先	JR東日本古河駅	JR東日本新宿駅	
6	自民党	岡田 拓也	視察・研修費	1	活動内容	大学院ガバナンス研究所受講	明治大学授業料(前期)	
6	自民党	岡田 拓也	視察・研修費	2	活動内容	大学院ガバナンス研究所受講	明治大学授業料(後期)	
6	自民党	安藤 真理子	視察・研修費	1	費用名称等	受講料 550,000 教育充実料 115,000	明治大学大学院 ガバナンス研究科	
7	県政ク	半村 登	視察・研修費	1	支払日	12月16日	12月30日	
8	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	1	実施日	2月5日	2/11～12	クレジットカードにより2/5に支払い、口座引き落としは4月4日。
8	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	1	支払日	4月4日	2月5日	クレジットカードにより2/5に支払い、口座引き落としは4月4日。
8	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	1	活動内容	(不明)	中国電力榎柳井発電所調査	収支報告書等に活動内容の記載あり。

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容	備 考
8	民進党	長谷川 修平	視察・研修費	2	支払先	大間町海峡保養センター	大間町海峡保養センター 指定管理者欄クリーニング トア	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	2	交通費等請求 理由	水戸市内で公明党政調 会、土浦市で県政に関わ る意見交換、つくば市内 で県政に関わる意見交換	水戸市内で公明党政調 会、土浦市で県政に関わ る意見交換、つくば市内 で県政に関わる意見交換	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	3	充当金額	3,372	3,802	返還請求金額 3,372 → 3,802
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	8	充当金額	2,016	2,216	返還請求金額 2,016 → 2,216
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	12	交通費等請求 理由	…高原家通夜に参列	(なし)	収支報告書等には「高原家通夜に参列」の記載な し。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	16	交通費等請求 理由	…お世話になった方のご 焼香	(なし)	収支報告書等には「お世話になった方のご焼香」の 記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	26	交通費等請求 理由	…遠藤家通夜式に参列	(なし)	収支報告書等には「遠藤家通夜式に参列」の記載な し。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	32	交通費等請求 理由	…日本赤十字茨城支部 に義援金を届ける ホー ムページ	(なし)	収支報告書等には「(日本赤十字茨城支部に義援金 を届ける ホームページ)」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	35	交通費等請求 理由	…竹ノ下家告別式に参 列・森家ご焼香	(なし)	収支報告書等には「竹ノ下家告別式に参列・森家ご 焼香」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	37	交通費等請求 理由	6月議会の議案をヒアリ ング 川尻港、河原子海 岸などの防波堤整備を視 察 県道日立笠間線のア ンダーパス浸水対策につ いて現地調査	県議会で6月議会の議案 をヒアリング 日立の染 井吉野100年イベントに ついて検討、協議(日立 市役所)	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	40	行先	大甕駅、水戸市、大洗町 日立市内、大洗町内		
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	44	交通費等請求 理由	歯医者で治療… 新田家通夜に参加	(なし)	収支報告書等には「歯医者で治療」、「新田家通夜 に参加」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	48	交通費等請求 理由	歯医者で治療	(なし)	収支報告書等には「歯医者で治療」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	55	交通費等請求 理由	歯医者で治療	(なし)	収支報告書等には「歯医者で治療」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	56	交通費等請求 理由	菊地家通夜	(なし)	収支報告書等には「菊地家通夜」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	62	交通費等請求 理由	…北茨城市で県北芸術祭 でヒアリング	…北茨城市で県北芸術祭 について意見交換	

別表番号	会派(略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等)記載内容	備考
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	65	交通費等請求理由	歯医者で治療…	(なし)	収支報告書等には「歯医者で治療」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	69	交通費等請求理由	熊本地震被災地調査<第1日>益城町ましき野団地, 西原村クリーンピア河原の宅地被害を調査 益城町内の被災家屋の復旧状況を調査 益城町内の仮設住宅の建設状況を調査	政務活動ETC利用料	収支報告書等には活動内容詳細の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	70	交通費等請求理由	熊本地震被災地調査<第2日>益城町内の生鮮食料品店を訪問 益城町のトレーラーハウスを活用した福祉避難所を視察 熊本県庁で震災対応に関して聞き取り調査・意見交換 熊本県南区日吉地区の液状化被害を調査	駐車料金 (熊本市内)	収支報告書等には活動内容詳細の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	71	交通費等請求理由	熊本地震被災地調査<第3日>熊本県弁護士会から電話相談などで寄せられた震災復興への要望についてヒアリング 熊本市総合体育館でペットとの同行避難を現地調査 南阿蘇村立野地区の現状を調査	熊本地震被災地現地調査 宿泊代 (7月27日, 7月28日)	収支報告書等には活動内容詳細の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	74	交通費等請求理由	…つくば市内で防災科学技術研究所の関係者と意見交換 (公明党主催の防災講演会) …	…つくば市内で防災科学技術研究所の関係者と意見交換 (県議会公明党主催の防災講演会) …	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	81	行先	常陸太田・ひたちなか・石岡市	日立市内・ひたちなか市・石岡市	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	81	充当金額	4,087	3,417	返還請求金額 4,087 → 3,417
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	89	交通費等請求理由	県議会報告	(なし)	収支報告書等には「県議会報告」の記載なし
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	91	交通費等請求理由	県議会報告	(なし)	収支報告書等には「県議会報告」の記載なし

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容	備 考
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	98	交通費等請求 理由	公明党政調会(県北芸術祭の実施状況)...	茨城県議会公明党県内調査(県北芸術祭の実施状況)...	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	99	交通費等請求 理由	(高萩市で県北芸術祭の実施状況について・日立市)	(県北芸術祭の実施状況について・日立市)	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	99	交通費等請求 理由	公明党政策検討会	県議会公明党政策検討会(県議会)	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	115	充当金額	7,050	6,950	返還請求金額 3,525 → 3,475
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	116	行先	常陸大宮, つくば, 常陸太田市	日立市内, 常陸大宮市, つくば市, 常陸太田市	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	126	交通費等請求 理由	自家用車の定期検査 本会議 県議会改革特別委員会...	(なし)	収支報告書等には「自家用車の定期検査 本会議 県議会改革特別委員会」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	129	交通費等請求 理由	県議会報告 県北芸術祭...	茨城県北芸術祭...	収支報告書等には「県議会報告」は記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	131	行先	(空欄)	日立市, 県議会	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	133	高速明細	日立中央460	12/21 ETC明細は那珂ただし井手議員作成の明細は日立中央返還請求金額には影響なし。	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	142	交通費等請求 理由	県議会報告 白鳥の生態調査...	ハクチョウの生態調査...	収支報告書等には「県議会報告」は記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	147	交通費等請求 理由	県議会報告 つくば市...	(なし) つくば市...	収支報告書等には「県議会報告」は記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	148	交通費等請求 理由	3月議会代表質問・一般質問の内容などについて 会派打ち合わせ	県議会で小中学校の給食費や教材費の振込口座について調査 政務活動レポートの配布について会派打ち合わせ	収支報告書には1/22に同じ内容での記載あり。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	149	交通費等請求 理由	県政報告会 おおみか駅前...	1/23 JR大甕駅前...	1/23 「県議会報告」は駐車料金の領収書添付用紙に記載されているのみ。自家用車記録簿にはない。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	160	充当金額	8,264	8,204	返還請求金額 8,264 → 8,204
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	162	充当金額	8,332	7,676	返還請求金額 8,332 → 7,676
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	168	行先	日立市 水戸弘道館	水戸市内, 日立市内	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	168	交通費等請求 理由	...活性化イベントについて意見交換...	(なし)	収支報告書等には「...活性化イベントについて意見交換...」の記載なし。
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	171	行先	日立市, 水戸事務所, 鹿嶋市	日立市内, 水戸市内(水戸事務所)	
10-1	公明党	井手 義弘	交通費	171	行先	県議会報告	(なし)	収支報告書等には「県議会報告」の記載なし。

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容	備 考
10-2	公明党	高崎 進	交通費	19	交通費等請求 理由	赤十字茨城事務所で懇談 (全内容)	赤十字茨城事務所で見 交換	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	36	(全項目)		(なし)	高崎議員による当該政務活動費の支出が認められな い。 返還請求金額 948 → 0
10-2	公明党	高崎 進	交通費	53	行先	常陸大宮市	常陸太田市	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	72	交通費等請求 理由	住民相談活動と現地調査	住民相談活動	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	73	交通費等請求 理由	住民相談活動と現地調査	住民相談活動	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	88	行先	水戸市, 城里町, 笠間市	城里町, 水戸市	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	103	行先	水戸市	城里町, 水戸市内	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	108	行先	水戸⇒盛岡駅17,290	(宿泊は盛岡のホテル)	収支報告書等には「水戸⇒盛岡駅17,290」の記載な し。
10-2	公明党	高崎 進	交通費	136	行先	水戸市, 城里町	水戸市	収支報告書等には「城里町」の記載なし。
10-2	公明党	高崎 進	交通費	147	行先	水戸市, 茨城町	水戸市	収支報告書等には「茨城町」の記載なし。
10-2	公明党	高崎 進	交通費	148	行先	水戸市, 茨城町, 城里 町, 笠間市	水戸市, 城里町, 笠間市	収支報告書等には「茨城町」の記載なし。
10-2	公明党	高崎 進	交通費	153	交通費等請求 理由	県政に関する意見交換	県政に関する意見交換 住民相談における現地調 査	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	180	行先	水戸市, 城里町	水戸市, 茨城町	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	189	交通費等請求 理由	県政に関する意見交換	県政に関する意見交換 住民相談における現地調 査	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	193	交通費等請求 理由	糸魚川消防署長と懇談	富山県広域消防防災セン ター視察	
10-2	公明党	高崎 進	交通費	202	日付	3月6日	3月5日	
10-3	公明党	八島 功男	交通費	26	充当金額	3,420	1,920	返還請求金額 3,420 → 1,920
10-3	公明党	八島 功男	交通費	31	行先	鹿島勤労文化会館	鹿島勤労文化会館	
10-3	公明党	八島 功男	交通費	32	行先	(なし)	稲敷市 (旅館喜久)	請求人は「行先も目的もない」とするが2-585に行 先の記載あり。
10-3	公明党	八島 功男	交通費	32	交通費等請求 理由	(なし)	県道拡幅に伴う移転につ いて	請求人は「行先も目的もない」とするが2-585に活 動内容の記載あり。

別表 番号	会派 (略称)	議員名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容	備 考
10-3	公明党	八島 功男	交通費	37	行先	国交省	教育庁	水戸⇄桜土浦の高速使用のため請求人は「使用目的が不明とするが、3-268に教育庁の調査の記載あり。国交省訪問は同日に別途実施(2-613)。
10-3	公明党	八島 功男	交通費	37	交通費等請求理由	牛久土浦バイパス期成同盟の国交省訪問	就学前教育調査	収支報告書等には「牛久土浦バイパス期成同盟の国交省訪問」の記載なし。
10-3	公明党	八島 功男	交通費	43	行先	土浦駅	(明確な根拠なし)	請求人は井手県議を迎えて土浦駅西口で街頭宣伝と主張。
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	6	行先	つくばセンター駅	—	・収支報告書等には行先の記載なし。 ・駐車場代(つくば都市交通センター)の領収書が添付されている。
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	12	交通費等請求理由	水戸市内で県政報告会	水戸市内で政務調査会	
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	12	按分率	1	0.5	水戸市内で政務調査会に参加 移動に伴う高速料金(6/22)
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	12	充当金額	6,160	4,980	返還請求金額 6,160 → 4,980
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	12	按分率	1	0.5	政務調査会参加のための駐車場料金
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	12	駐車料金	200	400	政務調査会参加のための駐車場料金 按分率0.5のため返還請求額に影響なし
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	18	行先	市民ホールやたべ	市民ホール荖崎	
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	25	充当金額	830	800	返還請求金額 830 → 800
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	25	交通費等請求理由	(空欄)	会派打ち合わせ(政調会一般質問について)	
10-4	公明党	田村 けい子	交通費	28	(全て)	(全内容)	(なし)	田村議員による当該政務活動費の支出が認められな い 返還請求金額 500 → 0

(別表2)

## 【返還された交通費】

(円)

議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
井手義弘	H28.4.17聴覚障害者の団体と意見交換, 熊本地震被災自治体への支援で意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	4,752 3,380	2,376 1,690	7/10返還
井手義弘	H28.4.22結城市内の医療機関関係者と意見交換, 前場結城市長と意見交換, 境町で要望聴取, 取手市内で県議会報告	交通費	ガソリン代 有料道路	1/1	1/2	7,704 210	3,852 105	7/10返還
井手義弘	H28.5.5水戸駅北口で県議会報告。高崎県議と意見交換。つくば市中央公園で県議会報告。田村県議と意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	5,784 1,820	2,892 910	7/19返還
井手義弘	H28.5.10県議会報告。県議会で大規模太陽光発電の建設ガイドライン整備でヒアリング, 牛久市内で県政要望聴取	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	5,136 4,560	2,568 2,280	7/10返還
井手義弘	H28.5.11東京ガスLNG基地見学。県議会で防災のためのタスクフォース整備でヒアリング。土浦市で県議会報告	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	4,320 5,000	2,160 2,500	7/10返還
井手義弘	H28.5.16県議会改革について議会事務局にヒアリング	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,016 1,560	1,008 780	7/10返還
井手義弘	H28.6.11日立市水道の渇水対策を現地調査, 市内で県政懇談会, 古河市, 境町で県政懇談, 要望聴取	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	7,320 3,340	3,660 1,670	7/10返還
井手義弘	H28.6.22会派政務調査会 県議会で鹿行医療圏の病院再編についてヒアリング 鹿島労災病院・神栖済生会病院を現地調査	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	6,360 780	3,180 390	7/19返還
井手義弘	H28.6.25大洗町でアニメ「ガルパン」による町おこしを現地調査, 那珂湊おさかなセンター周辺の道路状況を調査	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	2,112	1,056	7/10返還
井手義弘	H28.6.26老健施設で入所者と意見交換, 高萩市の障害者施設で入所者と意見交換, JR大津港駅, 旧北茨城市立富士ヶ丘小学校を現地調査	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,088 1,380	1,044 690	7/10返還
井手義弘	H28.6.27県北芸術祭のフォーラムについて県北振興課と打ち合わせ, 旧常陸大宮市立美和中学校を視察	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	3,720	1,860	7/10返還
井手義弘	H28.6.29鬼怒川緊急プロジェクトの堤防建設箇所を現地調査, 小美玉市で市長らと意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	5,448 3,820	2,724 1,910	7/10返還
井手義弘	H28.7.4取手市内で県道の整備で要望聴取	交通費	ガソリン代 高速料金 駐車料金	1/2 1/2 1/1	1/2 1/2 -	3,072 4,370 400	0 0 400	7/10返還

議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
井手義弘	H28.7.9水戸駅南口でいばきTVのイベント視察、北茨城市で県北芸術祭について意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	5,208 1,210	2,604 605	7/10返還
井手義弘	H28.8.26多賀駅で県議会報告、長沢広明復興副大臣が橋本知事に就任の挨拶、知事からの要望書提出に同席、公明党主催の「防災講演会」を開催	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,016 1,560	1,008 780	7/10返還
井手義弘	H28.9.24政務調査会、日立女性フォーラム第2回講座に参加	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,400 880	1,200 440	7/10返還
井手義弘	H28.11.11日立市役所で県北芸術祭の今後の展開について意見交換、県北芸術祭の今後について三次真一郎常陸大宮市長に要望書提出、境町の防災対策について防災対策について防災技研担当者と打ち合わせ、常陸太田市大久保太一市長に要望書提出・意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	7,512 3,570	3,756 1,785	7/10返還
井手義弘	H29.1.6国会議員との意見交換、茨城マルシェ視察	交通費	電車料金	1/1	1/2	7,860	3,930	7/19返還
井手義弘	H29.2.15県議会代表質問のヒアリング・意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	1,968 1,560	984 780	7/10返還
高崎進	H28.4.17県政に関する意見交換、水害被害後の復興状況を視察	交通費	ガソリン代 高速料金 駐車料金	1/1	1/2	3,792 2,020 200	1,896 1,010 100	7/10返還
高崎進	H28.4.22国土交通省要望、県政に関する要望聴取	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	5,592 6,990	2,796 3,495	7/10返還
高崎進	H28.5.1県政に関する意見交換、公明党政調会	交通費	ガソリン代 高速料金	1/2 1/1	1/2 1/2	1,344 1,060	0 530	7/10返還
高崎進	H28.5.10県政に関する意見交換	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	3,792	1,896	7/10返還
高崎進	H28.5.11県政に関する意見交換	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,712 2,360	1,356 1,180	7/10返還
高崎進	H28.6.22県政に関する意見交換	交通費	駐車料金	1/1	1/2	400	200	7/19返還
高崎進	H28.7.4県政に関する意見交換	交通費	駐車料金	1/1	—	400	400	7/10返還
高崎進	H29.1.6茨城マルシェ視察	交通費	電車料金	1/1	1/2	7,640	3,820	7/10返還
八島功男	H28.5.5石岡市の課題	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	960	480	7/10返還
八島功男	H28.5.10各部の事業聞き取り	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,688 2,920	1,344 1,460	7/10返還
八島功男	H28.6.3水郷筑波サイクリングコースについて	交通費	ガソリン代 高速料金	1/1	1/2	2,688 2,570	1,344 1,285	7/10返還
八島功男	H28.6.22各部打ち合わせ	交通費	高速料金	1/1	1/2	2,570	1,285	7/19返還
八島功男	H28.7.31磯崎氏叙勲祝賀会	交通費	ガソリン代	1/1	—	2,736	2,736	6/18返還

議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
八島功男	H28.8.26防災に関する講演会を開催	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	2,688	1,344	7/10返還
			高速料金			2,440	1,220	
八島功男	H29.1.6土浦市賀詞交歓会	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	240	120	7/10返還
			電車料金			2,640	1,320	
八島功男	H29.3.30障害福祉課に障害者の就労推進について聞き取り, 意見交換	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	2,640	1,320	7/10返還
田村けい子	H28.4.22県政報告会, 県政に関する意見交換	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	2,112	1,056	7/10返還
田村けい子	H28.6.22水戸市内で政務調査会, つくば市内の保育園で保育行政に関する要望聴取	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	3,600	1,800	7/10返還
			高速料金	1/2	1/2	2,360	0	
			駐車料金	1/2	1/2	200	0	
田村けい子	H28.8.26防災講演会に出席	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	3,000	1,500	7/10返還
			高速料金	1/2	1/2	1,180	0	
田村けい子	H28.9.24政務調査会	交通費	ガソリン代	1/1	1/2	3,024	1,512	7/10返還
			高速料金	1/2	1/2	800	0	
交通費 計						208,554	99,382	
合計						208,554	99,382	

## 第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査並びに会派への関係人調査の結果を確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 判断に当たっての基本的考え方

監査委員は、次のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

なお、以下において引用する裁判例は、ほとんどが政務調査費に関するものであるが、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという法第100条第14項の趣旨からすれば、基本的な考え方は、政務活動費も同様であると解され、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にもあてはめることができるものとする。

#### (1) 議会の責任及び自主性の尊重

法第100条第14項及び第15項、さらに法の定めを受けて制定された条例第10条及び第11条の規定において収支報告書等の提出を求める権限やそれらを調査する権限は議長が有することとされていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解され、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（中略）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」とされ、「政務調査費条例（注：東京都品川区）は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

さらに、平成28年2月10日福井地裁判決においても、政務活動費について「議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に

裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り，違法の問題は生じないというべきである。」と判示している。

以上のことから，自主性，自律性の尊重により政務活動の自由は保護されるべきである。

なお，政務活動費制度の運用に当たっては，条例第 10 条では，収支報告書等の提出に際し，併せて領収書等の提出をしなければならないとされているところであり，法第 100 条第 16 項及び条例第 11 条の規定に基づく政務活動費の使途の透明性の確保についても留意する必要がある。

## (2) 会派の裁量

多岐にわたる個々の議員の調査研究等の活動を会派の政務活動として認めるか否か，調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては，会派に裁量の権限が付与されており，会派自らの責任において，その適合性について判断されるものとする。

平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決においても，政務調査費について「「会派が行う」調査研究活動には，会派がその名において自ら行うもののほか，会派の所属議員等にこれをゆだね，又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」と判示している。加えて，平成 19 年 2 月 9 日札幌高裁判決でも，政務調査費について「会派の活動は，様々な政治課題や市民生活に係わり，会派の構成員が，議会の議員であり，その専門性や関心も多様であって，議員が全人格的活動を行い，議員活動について政治責任を負っていることを考えれば，その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず，調査活動の函館市政との関連性，その目的，日程，訪問先，調査方法，必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判示している。

さらに，平成 24 年の法改正により，政務調査費から政務活動費に改正され，その交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の支出から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の支出と改められていることから，政務活動費の対象経費の範囲は，政務調査費に比し，会派のより広範な裁量のもとに判断されるべきものと解される。本県条例においても，第 2 条において政務活動費を充てることができる経費の範囲を「調査研究，研修，広報広聴，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と定めており，活動範囲を広く捉えている。

## (3) 支出の制限

一方，政務活動費の財源が公金である以上，政務活動費の充當に係る会派の判

断が、無制約に許容されるわけではなく、政務活動費の範囲に該当する支出であったかどうかの事後的な検証を行うに当たり、当該支出について議会事務局又は各会派から合理的説明が得られず、政務活動との関連性又は支出の合理性を明らかに欠くと認められる場合には、妥当性を欠くものとする。

平成 25 年 1 月 25 日最高裁判決では、政務調査費について「使途基準が調査研究費の内容として定める「(中略)経費」とは、(中略)議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」と判示している。

#### (4) 対象経費の判断

本県の条例においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とされており、また、交付対象は議会の会派とされているが、各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い、会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

従って、個々の議員の調査研究活動によるものも含め、本件請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとした。

#### (5) 具体的な判断の基準

平成 21 年 9 月 29 日東京高裁判決（平成 20 年 11 月 28 日東京地裁判決を引用）では、政務調査費について「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

こうしたことから、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かの確認に当たっては、証拠書類並びに議会事務局及び各会派の説明を政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引に照らし合わせることにより行うこととし、明らかに手引に反しているもの又は政務活動との関連性若しくは支出の合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

手引を、基本的な基準とする理由として、その作成において、会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、条例及び規程と一体となって一定の規範性を有するものとするものとする。

## 2 判断の理由

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局保管の収支報告書等及び同局の説明並びに関係人調査（法第 199 条第 8 項に基づき、関係する会派に対し証拠資料等の提示を求めたもの。以下同じ。）により各会派から提示された関係書類及び各会派の説明（議会事務局を通じた説明を含む。）に基づき、その内容を調査したところ、いずれも違法、不当な支出でないことを確認した。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている経費毎に判断の理由を述べることとする。

### (1) 交通費（ガソリン代・高速料金等）

#### ア いばらき自民党（会派政調会）【視察・研修費関連】

請求人は、平成 28 年 5 月 11 日の家庭教育支援に関する勉強会については、政務活動実施成果報告書の記載からは「茨城県家庭教育を支援するための条例（案）」の策定に有効であったとは言い切れない、政務活動実施成果報告書では平成 28 年 3 月に策定された「いばらき教育プラン」に会派政調会の家庭教育支援条例を巡る議論が反映されたとしているが、平成 27 年 10 月に結成された「家庭教育支援に関するプロジェクトチーム」の活動が同プランに反映されたとはとても思えない、平成 28 年 10 月 17 日から 18 日までの少子化対策に関する視察調査については、政務活動実施成果報告書に、視察対象施設設置の経緯・運営方法など成果として記載すべき事項を記載しておらず成果はなかった、平成 28 年 10 月 25 日の犬猫殺処分ゼロを目指す条例（案）作成に関する視察調査については、政務活動実施成果報告書に、視察調査の結果と推察されるような成果については一切触れていない、また、いずれの政務活動実施成果報告書にも参加者の名前の記載がなく不備である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書は、手引の記載例に則って作成されており、不備は認められなかった。なお、参加者の個人名の記載は、手引において必須とされてはいない。従って、請求人の主張は理由がない。

#### イ 葉梨衛議員

請求人は、平成 28 年 9 月 24 日の小学校運動会での出席保護者との意見交換について、3 校も意見交換できるか疑問であるとし、対象である 3 校間の直線距離から、意味ある意見交換はできないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当日は3校の運動会に出席し、学校長ほか教員から教育現場の現状について意見を聞いたほか、保護者との意見交換等を行ったとのことであり、3校の位置関係からも、これらの活動を行ったことに特に不自然とする点はなかった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引の規定に基づき按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

ウ 白田信夫議員

(ア) 平成28年4月12日

請求人は、医療環境についての視察調査（特に職員の教育）について、介護老人保健施設の視察であるが、当日は施設の竣工式当日と推察され、職員教育に関してまともな意見交換をするような環境にはなかったと思われるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成28年4月10日、17日

請求人は、観光問題に関する視察調査について、いずれも観光問題に関する視察なのに按分率が違うことが疑問である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、4月10日については按分率2分の1、4月17日については按分率1分の1としているが、政務活動とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分しており、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

エ 小川一成議員

請求人は、平成29年2月6日の大井川氏との県政の課題についての意見交換が、知事選準備であろうとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引の規定に基づき按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

オ 鈴木亮寛議員

請求人は、平成28年10月17日の県道牛久野田線バイパス道の要望について、政務活動支払明細書の活動内容には、「研修会(元気な茨城づくりの推進)(原文ママ)」と書かれており、実行動と異なるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局で保管している収支報告書等により活動内容を確認したところ、自

家用車利用記録簿には「県道牛久野田線バイパス道の要望」、政務活動費支払証明書には「研修会(元気な茨城づくりの推進)」と記載されていた。このため、会派に確認したところ、政務活動費支払証明書の記載に誤りがあり、当日は県への要望活動を行ったとのことであった。また、資料等により当日の活動内容を確認したところ、県庁土木部にて県道牛久野田線の早期整備要望を行ったとのことであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

カ 石井邦一議員

(ア) 平成 28 年 4 月 5 日

請求人は、地区文化財の施設活用による地域振興に関する意見交換について、議会事務局で閲覧に供している収支報告書等において相手方の名前を伏せているのは納得できない等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、相手方の氏名については、議会事務局において、条例第 13 条第 2 項の規定に基づき茨城県議会情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報であると判断して不開示としたものである。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 11 月 13 日

請求人は、文化財利用での地域振興策に関する意見交換について、平成 28 年 4 月 5 日にも同様の意見交換を行っている等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、意見交換の頻度については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、このことをもって政務活動費への充当を否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 2 月 3, 11 日

請求人は、地域の課題や伝統文化に関する意見交換会について、僅かな間隔で 2 度も同じ目的で同一人物と意見交換をしており、しかも、按分率に相異があるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、2 月 3 日については按分率 1 分の 1、2 月 11 日については按分率 2 分の 1 となっているが、政務活動とそれ以外の活動が混在するものは、手引に基づいて按分しており、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。また、意見交換の頻度については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、このことをもって政務活動費への充当を否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 2 月 23, 24 日【視察・研修費関連】

請求人は、農業先進事例調査について、政務活動実施成果報告書中の猪の革を活用した革製品事業の記載について、猪を捕らえられなければ意味がないことを忘れていた等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の記載に関する主張については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

キ 先崎光議員，石井邦一議員【視察・研修費関連】

請求人は、当該両議員が平成 28 年 12 月 25 日に行った山梨県への調査について、同道視察したと思われるものの、それぞれ目的等に違いがあり、政務活動実施成果報告書がないため実態や成果は不明である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、活動内容等に矛盾はなく、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、手引上、政務活動実施成果報告書の提出が必要とされているのは、宿泊を伴う視察・研修等であり、当該視察調査は対象外であるため、同成果報告書がないことは、政務活動費への充当を否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

ク 西野一議員，鈴木将議員，長谷川重幸議員

請求人は、平成 28 年 9 月 2 日の台湾行政院視察団との意見交換について、意見交換の記載内容が異なり、目的が曖昧である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当日は観光、外交、福祉等の複数の事項に係る意見交換を行っており、収支報告書等の活動内容については各議員の表現の相違によるものであって、特に不自然とする点はなかった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引の規定に基づき按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

ケ 志賀秀之議員

請求人は、平成 28 年 8 月 13 日の平潟地区 6 号国道側溝の悪臭対策要望現地調査について、市役所に任せべき仕事であり、申請距離往復 36 km は過剰である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、議会事務局保管の自家用車利用記録簿を確認したところ、

活動内容及び行先に矛盾はなく、走行距離の記載内容も合理性を欠くものではなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

コ 星田弘司議員

(ア) 平成 28 年 5 月 21 日

請求人は、入学式（谷田部総合体育館）、運動会（真瀬小学校、島名小学校）における意見交換について、当日にはこの 3 件のほか、政務活動としてつくば市研究学園駅前公園でのがん患者支援チャリティーウォークイベントに参加し意見交換したり、政務活動外でも活動している様子であり、記載のような意見交換は不可能であったと思われるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表 1 のとおり、請求人の主張する谷田部総合体育館での入学式出席は、運動会の開催状況視察の誤りであった。また、資料等により確認したところ、つくば市内の 3 か所の運動会の開催状況を視察し、意見交換を行うとともに、チャリティーウォークイベントにて意見交換を行ったとのことであり、各活動場所からも、これらの活動を行ったことに、特に不自然とする点はなかった。さらに、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引に基づいて按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 1 月 11 日

請求人は、アサーティブの会定例会開催状況の視察について、当日には本件等のほか、水戸プラザホテルでの「明日の茨城づくり新春の集い」とつくば市北条大池の護岸工事の現地視察も行っており、とても意見交換などする時間はなかったと思われる等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当日は、つくば市でアサーティブの会の定例会開催状況の視察、水戸市で明日の茨城づくり新春の集いでの意見交換、つくば市で北条大池の護岸工事の現地視察及び土浦市で新年賀詞交換会での意見交換を行ったとのことであり、各活動場所からも、これらの活動を行ったことに特に不自然とする点はなかった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引に基づいて按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 1 月 29 日

請求人は、日本舞踊美作流舞い始めの会における地域での文化活動に関する意見交換について、当日には本件の他つくば市上西高野集落センター（事務所からの往復距離 34km）及びつくば市吉沼新地下町集落センター（同 36km）での会合に出席し、意見交換したとされており、まともな意見交換などしている時

間はなかったと思われる等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県政の課題等についてこれらの3か所で意見交換を行ったとのことであり、各活動場所からも、これらの活動を行ったことに、特に不自然とする点はなかった。また、当該経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて交通費を按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成29年3月1日

請求人は、いばらき企業説明会2018の開催状況視察について、当該説明会は、平成30年3月19日に土浦、26日に水戸で、いずれも13時から15時30分まで開催されており、申請日には行われていない、(なお、企業説明会2017は、平成29年3月1日に土浦、7日に水戸で開催されている。)との理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、自家用車利用記録簿の記載に誤りがあり、正しくは、就活キックオフinつくば開催状況の視察を行ったとのことであった。また、当該視察は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

サ 島田幸三議員

(ア) 平成28年4月10日、平成29年2月17日

請求人は、これらの意見交換について、目的が分からない等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成28年10月16日、12月5日

請求人は、これらの意見交換について、相手が曖昧でテーマも分からないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、平成28年10月16日についてはおみたま産業まつりにて実行委員会と今後の空港周辺整備に係る意見交換等を、同年12月5日については水戸プラザホテルにて県内農業関係者と県農政に係る意見交換等をそれぞれ行ったとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、手引の規定に基づき按分しており、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

シ 田口伸一議員

請求人は、平成29年1月27日のペーパーレス化に係る取組の意見交換・勉強会

について、政務活動であるのか、当日ガソリン代等を請求したのは、石田進議員（農林水産部との政務調査）、志賀秀之議員（福島第一原発事故風評被害損害賠償請求今後の対応意見交換）、及び星田弘司議員（茨城県たばこ販売協同組合たばこ販売リーダー交流会に出席）のみであり、誰と勉強会をしたのか分らない、他の議員も参加していたのならばその議員たちは、当該活動を政務活動とは考えていないものと思われるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換・勉強会に関しては、当該議員のほか会派議員2名、議会事務局及び県庁内の複数の所属が出席して行われたものであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

#### ス 自民県政クラブ（飯田智男議員）【視察・研修費関連】

請求人は、平成28年10月6日から10月7日までの道の駅の運営や八ッ場ダムの事業進捗状況等に関する調査に係る当該議員の自家用車利用について、自家用車で単独行動をするのが疑問であり、当該議員は10月6日に八ッ場ダムに行ったとしているが、会派の政務活動実施成果報告書では10月7日に行ったことになっていること、また、10月7日には、水戸市の県庁土木部で「八間堀川上流改修事業促進の要望活動」を行っていることから、視察への参加の事実がなかったものと推察されるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、当該議員は、10月7日午後に県庁土木部で要望活動の予定があったため、視察に同行したのは10月7日午前中の八ッ場ダムまでであり、行程に不自然とする点はなかった。さらに、政務活動は、会派又は会派の委任を受けた議員の判断に基づき行われるものであり、議員が会派の他議員と必ず行動を共にしなければならないとの制限はない。従って、請求人の主張は理由がない。

#### セ 半村登議員【視察・研修費関連】

請求人は、当該議員が平成28年12月15日から16日まで行った箱根町観光施設状況調査について、視察先の火山活動に起因する災害対策は茨城県で予想される地震対策にどれほど効果があるか疑問であり、有効な視察とは思えないなどの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書におい

ても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。なお、請求人は、政務活動実施成果報告書に記載の三来拠点事業視察について政務活動収支報告書添付書類に記載がない旨も主張するが、収支報告書等には複数の視察箇所のうち代表的な場所を記載したとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

#### ソ 江田隆記議員

請求人は、平成 29 年 2 月 8, 13, 17, 20 日の茨城町東 IC, 宇都宮上三川間の高速料金について、活動内容不明であり、支出は認められない、一般道のみを利用した場合と宇都宮上三川 IC 又は真岡 IC を利用した場合との走行距離, 所要時間及び高速料金の比較から、高速料金分の価値があるか疑問である、宇都宮上三川 IC から高速道路を利用したのは時間、料金とも無駄である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県庁各部等又は議会事務局と代表質問のための勉強会及び打合せを行ったとのことであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、活動場所及び活動内容等から、当該高速道路の利用に不合理な点はなかった。なお、高速道路の利用を含めて、具体的な移動方法については、会派又は会派の委任を受けた議員の裁量に委ねられているところであり、請求人の主張は失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

#### タ 長谷川修平議員

(ア) 平成 28 年 4 月 2, 3, 6, 7 日, 6 月 14, 17 日, 7 月 8, 26, 27 日, 9 月 1, 17 日, 10 月 14, 28 日, 11 月 2, 22 日, 12 月 26 日, 平成 29 年 1 月 25 日, 2 月 1, 12, 21 日, 3 月 4, 15 日

請求人は、これらの意見交換等について、当該議員のホームページ上の記載内容等から、意見交換等ができたとは思えない、政治活動である、相手が不明で場所も曖昧である等の理由により、平成 28 年 4 月 3 日, 9 月 1, 17 日, 11 月 22 日分については半額を、それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、これらの意見交換等は、すべて政務活動として行ったものであった。また、手引においては、会派が整理保管する証拠書類等のうち交通費に係るものについて例示されている自家用車利用記録簿の中では、相手方の名称の記載までは求めていない。このことから、意見交換の相手方が議会事務局に保管されている証拠書類に記載されていなくても、政務活動費への充当を否定する理由には当たらない。さらに、請求人の主張する意見

交換がされたとは思えないとは、単なる憶測に過ぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 5 月 27 日

請求人は、第 2 回定例会議案調査について、当該議員のホームページに民進党全国幹事長会議と記載され、これに参加した熊本市議会議員のホームページによれば、東京永田町党本部で開催され 7 月の参議院選挙について議論したとされる、この会合の前、あるいは後に県庁で当該調査が可能であったとは思えないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当日は県庁で総務部財政課による議案説明を受けたとのことであり、日程の関係からも特に不自然とする点はなく、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 28 年 10 月 8 日

請求人は、労働行政に関する意見交換について、当該議員のホームページに民進党全国幹事会と記載されているが、この会合は東京永田町党本部で開催され、早期解散に向けた対応方針を示したものであり、時間の関係でこの会合の前、あるいは後で当該意見交換を行ったとは考えられない、相手も分らないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該意見交換については、水戸市で行ったものであり、日程の関係からも特に不自然とする点はなく、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 29 年 1 月 6, 9, 10, 11, 12, 13, 16 日

請求人は、新春のつどい、新春賀詞交歓会で意見交換がされたというのであれば、性格上顔見せの意味合いもあるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行ったものであるとのことであった。なお、政務活動の性格上、政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として、賀詞交換会等に参加することも想定されるところである。従って、請求人の主張は理由がない。

チ 齋藤英彰議員

(ア) 平成 28 年 4 月 1 日, 5 月 24 日, 6 月 1, 3, 16 日, 平成 29 年 2 月 1 日, 3 月 27, 31 日

民進党議員団会議、民進党県議団政務調査及び民進党県議団事務調査等（行先：県議会議事堂）について、長谷川修平議員のホームページの記載事項や、長谷川議員が県議会議事堂に行ったとするガソリン代の請求をしていないこ

とから、開催に疑問を持つとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により当該会議及び調査の内容並びに出席者を確認したところ、不自然とする点はなく、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 4 月 4, 5, 6, 7, 11, 12 日, 5 月 13, 18, 25, 26, 27, 30 日, 6 月 23 日, 7 月 4, 7, 12, 19, 20, 26, 27, 28 日, 8 月 2, 3, 4, 5, 22, 23, 24, 29, 30, 31 日, 9 月 6, 7 日, 10 月 5, 7, 18, 26, 28 日, 11 月 2, 8, 10, 16, 17, 28, 30 日, 12 月 5, 21, 26 日, 平成 29 年 1 月 19, 24, 26 日, 2 月 3, 13, 17, 20, 24 日

請求人は、県政一般に関する調査とは余りにも曖昧で信用できない、また、2 月 20 日は、長谷川修平議員のホームページに第 1 回定例県議会議案内示会と記載されており、これが事実とすれば、議案確認もせずに一般的調査をしていたということか、大いに疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により当該調査の内容等を確認したところ、いずれも専ら政務活動としての活動であった。また、平成 29 年 2 月 20 日については、住民要望対応に係る調査を行っていたとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

#### ツ 上野高志議員【視察・研修費関連】

請求人は、平成 28 年 8 月 13, 14 日の八ッ場ダム視察について、政務活動実施成果報告書の内容が過去に同会派の議員が現地視察し述べたことと同様であり、改めて視察するまでもない、日帰り視察が可能だったはずである、宿泊費の按分率を 2 分の 1 としていることから、政務活動以外が含まれていたと考えられる等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であったが、ホテル等の空きがなく、止むなく温泉宿に宿泊したため、宿泊費の按分率を 2 分の 1 としたとのことであった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においては実施日の誤記と思われる箇所は見られたものの、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う行程についても合理性を欠くものでなかった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

#### (2) 交通費（自動車リース代）

請求人は、ガソリン代等として設定された基準値 24 円/km には、オイル交換費用及びタイヤ消耗費が含まれているので、自動車リース代にこれに相当する費用

が含まれている場合は、重複充当となるとする。そのため、ガソリン代等を請求しているものについては、リース契約にオイル交換費用及びタイヤ消耗費が含まれているものと仮定した上で、その年間換算費用をオイル交換費用 5,000 円及びタイヤ消耗費 15,000 円と仮定し、これを按分率によって按分した金額を返還請求すべき旨主張する。

規程第 5 条第 1 項において、自動車を利用する場合の交通費の算定については、1 kmにつき 24 円とすることができる旨規定されており、リース契約の車両についても当該単価を使用することは問題がない。さらに、手引上、自動車リース代への政務活動費の充当に当たり、オイル交換費用及びタイヤ消耗費を除外する定めはなく、必要経費の一部として認められていると解されることから、請求人の主張には理由がない。

### (3) 視察・研修費

ア 岡田拓也議員，安藤真理子議員，設楽詠美子議員

請求人は、大学等の教育機関での受講については、自己研鑽のための受講であり、県政に直接関係のないもので個人負担とすべきである、まして成果の報告もない等の理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

平成 18 年 11 月 18 日東京高裁判決において、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための公共政策大学院への学費について調査研究活動に必要な経費に該当するとされているところであり、また、議会事務局に確認した結果、当該経費は、調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致するものであるとのことであった。なお、手引上、当該受講の成果報告の提出は義務付けられていない。従って、請求人の主張は理由がない。

イ いばらき自民党（会派政調会）

請求人は、平成 28 年 5 月 11 日の家庭教育支援に関する勉強会については、政務活動実施成果報告書の記載からは「茨城県家庭教育を支援するための条例（案）」の策定に有効であったとは言い切れない、政務活動実施成果報告書では平成 28 年 3 月に策定された「いばらき教育プラン」に会派政調会の家庭教育支援条例を巡る議論が反映されたとしているが、平成 27 年 10 月に結成された「家庭教育支援に関するプロジェクトチーム」の活動が同プランに反映されたとはとても思えない、平成 28 年 10 月 17 日から 18 日までの少子化対策に関する視察調査については、政務活動実施成果報告書に、視察対象施設設置の経緯・運営方法など成果として記載すべき事項を記載しておらず成果はなかった、平成 28 年 10 月 25 日の犬猫殺処分ゼロを目指す条例（案）作成に関する視察調査については、政務活動実施成果報告書に、視察調査の結果と推察されるような成果については一切触れていない、また、いずれの政務活動実施成果報告書にも

参加者の名前の記載がなく不備である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(1) 交通費（ガソリン代・高速料金等）ア（33 頁 10 行目）で判断したとおり理由がない。

ウ 中村修議員

請求人は、当該議員が平成 28 年 5 月 17 日から 19 日まで行ったまちづくりエントリー制度等に関する北海道及び岩手県への視察について、市議会議員と合同で行われ、目的が市政を念頭においたもので県議の視察としては評価しない等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、県議の視察としては評価しないというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

エ 先崎光議員、石井邦一議員

請求人は、当該両議員が平成 28 年 12 月 25 日に行った山梨県への視察調査について、同道視察したと思われるものの、それぞれ目的等に違いがあり、政務活動実施成果報告書がないため実態や成果は不明である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(1) 交通費（ガソリン代・高速料金等）キ（36 頁 11 行目）で判断したとおり理由がない。

オ 石井邦一議員

(ア) 平成 28 年 11 月 24 日から 26 日まで

請求人は、当該議員が平成 28 年 11 月 24 日から 26 日まで行った猪活用に関する調査について、視察先の事業が飼育猪の種付けにより行っている猪肉の食用推進であり、調査の目的である猪被害の増加対策に全く関係がなく、無駄な視察であった等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、無駄な視察であるというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 29 年 2 月 23 日から 24 日まで

請求人は、当該議員が平成 29 年 2 月 23 日から 24 日まで行った農業先進事例調査について、政務活動実施成果報告書中の猪の革を活用した革製品事業

の記載について、猪を捕らえられなければ意味がないことを忘れていた等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(1) 交通費(ガソリン代・高速料金等)カ(エ)(36頁1行目)で判断したとおり理由がない。

#### カ 自民県政クラブ

請求人は、平成28年10月6日から10月7日までの道の駅の運営や八ッ場ダムの事業進捗状況等に関する調査について、政務活動実施成果報告書に記載された成果は成果にあたらぬ、また、飯田智男議員はガソリン代等の日付から10月7日に帰宅したようなので、宿泊は無駄であり、一日余分に費やしたとすれば、レンタカー代も余分に支出したことになるなど、有効な視察とはいえない等の理由により、全額を返還すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。さらに、請求人の政務活動実施成果報告書の成果に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

#### キ 臼井平八郎議員

請求人は、当該議員が平成29年3月29日から4月1日まで行った外国人介護職研修制度に関する海外の対応調査について、政務活動実施成果報告書に記載された成果は、県の上海事務所に聞けば情報収集が図れたものであり、また、調査対象に対してあるべき視点が欠けているため、必要ない調査である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

#### ク 川口政弥議員

請求人は、当該議員が平成29年5月12日から5月13日まで行った活動(日本自治創造学会研究大会参加)について、会派への報告書の提出すらしていないことを前提として、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、手引上、宿泊を伴わない研修の参加について、報告書の提出は必須でなく、これを作成していなくても、政務活動費への充当を否定す

る理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

ケ 長谷川修平議員

(ア) 平成 28 年 2 月 11 日

請求人は、中国電力(株)柳井発電所の視察について、発電所視察の目的が明示されず、県政とは何のかかわりもない等の理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、住宅密集地に近接する発電所の騒音等の環境対策の調査や再生可能エネルギーへの政策導入後における火力発電所の役割の調査を活動内容として視察を行ったとのことであり、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。なお、請求人は、当該視察の実施日を平成 28 年 2 月 5 日としているが、当該日付は収支報告書等に添付された領収書写しに記載の領収年月日であり、実際に視察を行ったのは、同年 2 月 11 日とのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 10 月 11, 12 日

請求人は、大間原子力発電所調査について、この原発の課題がどう茨城県政に関係して来るのか定かでなく、有効な活動であったというなら、課題の具体的内容を示すべきである等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

コ 設楽詠美子議員

請求人は、筑波大学出張スクール（医療関係）受講について、当該議員の主催で行ったのであろうが、必要なら県あるいは市などに依頼して行うべきではないか、政務活動費を充当して議員が行う仕事とは言えるのか等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。さらに、請求人の活動内容に対する評価については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

サ 上野高志議員

(ア) 平成 28 年 8 月 13, 14 日

請求人は、八ッ場ダム視察について、政務活動実施成果報告書の内容が過去に同会派の議員が現地視察し述べたことと同様であり、改めて視察するまでもない、日帰り視察が可能だったはずである、宿泊費の按分率を2分の1としていることから、政務活動以外が含まれていたと考えられる等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(1) 交通費（ガソリン代・高速料金等）ツ（42 頁 19 行目）で判断したとおり理由がない。

(イ) 平成 29 年 1 月 26 日

請求人は、古河市の不法投棄現場確認等について、市政の扱う問題という前提等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、市政の扱う問題という前提で政務活動に該当しないというのは、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

#### (4) 茨城県議会公明党議員会に係る交通費（ガソリン代・高速料金等）及び視察・研修費

ア 井手義弘議員

(ア) 平成 28 年 4 月 2 日

請求人は、県議会報告について、当該議員のホームページに記載されている移動距離 18 km に対して、申請距離 28 km であって 10km 多く、不可解であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、当該議員のホームページの記載と政務活動費の申請は関連しておらず、ホームページの距離の記載は必ずしも正確なものではないとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 4 月 4 日

請求人は、土浦市での県政に関わる意見交換について、地元の八島議員を飛び越えた意見交換はあり得ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、地元の八島議員を飛び越えた意見交換はあり得ないとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 28 年 4 月 4, 12, 20, 21 日, 5 月 30 日, 6 月 20, 22 日, 7 月 30 日, 8 月 12 日, 9 月 29 日, 11 月 12, 25, 29 日, 12 月 3, 21 日, 平成 29 年 1 月

7日，2月1，28日，3月1，17，20日

請求人は，これらの会派政調会，会派検討会等について，他の議員は収支報告書等への記載がないとの理由により，5月30日，11月12，29日，2月1，28日分については半額を，12月3日分については一部を，それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。

また，政務活動に係る経費であっても，政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり，他の議員が政務活動費への充当を行っていないかつとしても，政務活動であることを否定する理由とはならない。従って，請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成28年4月6，16，21，26日，5月3，4，5，6，11，13，16，21，22，28，29日，6月3，4，7，11，16，18，19，22，24，25，26，27，28，29，30日，7月1，2，3，4，7，9，16，31日，8月11，12，18，19，26日，9月19，25日，10月7，23日，12月11，13，23，25，26，29日，平成29年1月5，6，18，23日，2月15，24日，3月29，30日

請求人は，これらの県議会報告，意見交換，要望聴取，現地調査，県政懇談会等について，請求理由と異なる行事への参加，政党活動，私的活動，選挙運動等で政務活動に該当しないとの理由により，平成28年5月13，16，22日，6月7日，7月31日，8月19日，9月19，25日，12月11，13，25，26日，平成29年1月23日，3月29日分については半額を，平成28年8月18日分については駐車料金分を，平成28年10月23日分については駐車料金を除いた半額を，それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。なお，請求人は，4月26日分の返還請求額について，返還請求理由としては土産代を除く全額返還を求めるとしながら，返還額においては当該土産代を含んだ金額を記載している。

平成28年7月4日分の駐車場料金に係る経費については，会派から錯誤の申出があり，既に全額が県に返還されているため，請求人の主張はその根拠を失っている。また，平成28年5月5，11，16日，6月11，22，25，26，27，29日，7月9日（ガソリン代及び高速料金のみ），8月26日（ガソリン代及び高速料金のみ），平成29年1月6日，2月15日分の経費については，会派から按分率1分の1の記載は，2分の1であった旨申出があり，半額が既に県に返還されている。このうち，請求人が半額の返還を求める平成28年5月16日分に係る経費については，請求人の主張は，その根拠を失っている。

議会事務局保管の収支報告書等により確認したところ，別表1のとおり，請

求人が交通費等請求理由としている通夜又は告別式への参列，歯医者での治療，自家用車の定期点検等の記載は確認されなかった。さらに，資料等により確認したところ，政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは，手引の規定に基づき按分したとのことであり，それ以外については，専ら政務活動としての活動であった。従って，請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 28 年 4 月 7 日

請求人は，日立市内における意見交換及び県議会におけるヒアリングについて，他の議員は県議会に行っていない，高速道路が未利用で信用できないとの理由により，全額を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また，高速道路は利用しないで移動したとのことであり，特に不自然とする点はなかった。なお，他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても，政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って，請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 28 年 4 月 8 日

請求人は，富岡町での復興状況・桜並木などの調査，日立市役所での観光振興などに係る意見交換及びつくば市内での県議会公明党政調会について，3 年連続での富岡町視察は桜の観光であり，往復の日立中央 IC 経由は同乗者の疑いが極めて濃い，政調会は総ての県議の目的が一致しないので信用できず，参議院選対策であろうとの理由により，全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，政調会に関しては，観光振興等について意見交換を行ったものでつくば市内で開催されており，富岡町での調査も専ら政務活動としての活動であった。なお，当該政調会について，収支報告書等の記載は，井手議員は「自然環境を守りながらの観光振興について」，八島議員は会派政策打ち合わせとして「新年度の会派調査内容，県南地区の環境問題など」としていたが，表現の相違と考えられ，特に不自然とする点はなかった。なお，同行者がいたとしても，政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って，請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 29 年 4 月 9 日

請求人は，会派政調会について，他の議員は収支報告書等への記載がないこと，前日もつくば市で会派政調会であり，信用できないとの理由により，全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお，他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても，政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のと

おりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 28 年 4 月 10 日

請求人は、境町での意見交換について、党内会議であり、往復とも遠回りであり、交通費増の日立中央 IC 経由は同行者がいたことを示しているとの理由により、全額を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、活動場所及び行先に矛盾はなく、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。なお、同行者がいたとしても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 28 年 4 月 13 日、5 月 2、6、29 日、8 月 21 日、10 月 7、13、16 日

請求人は、これらの視察等について、いずれも観光であり、平成 29 年 5 月 2 日の笠間芸術の森公園の駐車料金については、陶芸美術館観覧者は駐車料金を返還する規定になっている等の理由により、5 月 2 日分については半額を、8 月 21 日分については駐車料及び入場料の全額を、10 月 16 日分については駐車料及び入場料の全額とガソリン代の 4 分の 1 を、それ以外の分については全額を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、平成 28 年 5 月 2 日の笠間芸術の森公園の駐車料金については、議会事務局保管の領収書写しを確認したところ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 28 年 4 月 13、14、29、30、5 月 9 日、7 月 5、24 日

請求人は、これらの県議会行きや現地調査等について、高速道路利用明細を公開していないため、行動に疑いがある等の理由により、平成 28 年 4 月 13 日、7 月 5、24 日分については全額を、4 月 14、29、30 日、5 月 9 日分については半額を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分されており、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。また、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(サ) 平成 28 年 4 月 15 日

請求人は、ひたち海浜公園のゴールデンウィーク対応に係る懇談、ひたちなか市内での県政報告、東関東道水戸線の整備手法に係るヒアリングについて、

ひたち海浜公園は観光である、ひたちなか市の県政報告は政党活動である、高速利用明細を非開示であり、県議会行は信用できないとの理由により、ひたち海浜公園の駐車料金の全額及びガソリン代の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、高速道路は利用しないで移動したとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(シ) 平成 28 年 4 月 16 日

請求人は、熊本地震被害者支援に関する防災科学技術研究所との調整について、熊本地震の募金活動であり、防災科学技術研究所との調整は偽りであるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、熊本地震被害支援に関して防災科学技術研究所の研究者と意見交換を行ったとのことであり、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 28 年 4 月 17 日

請求人は、聴覚障害者団体との意見交換及び熊本地震被災自治体への支援での意見交換について、募金活動はボランティアで政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、政務活動とそれ以外が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としたとのことであった。なお、政務活動については、様々な機会での実施が想定され、募金活動等の場で意見交換等の政務活動を行うことも想定されるところであり、政務活動として認めないというのは請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成 28 年 4 月 18 日

請求人は、公明党政調会等について、他の議員は収支報告書等への政調会の記載がなく架空である、高速利用明細が非開示となっているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、高速道路を利用しないで移動したとのことであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、

政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ソ) 平成 28 年 4 月 20 日

請求人は、赤十字茨城事務所での聞き取り調査について、赤十字への義捐金贈呈であり、義援金を届けるのは政務活動ではないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、政務活動については、様々な機会での実施が想定される場所であり、政務活動として認めないというには請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(タ) 平成 28 年 4 月 22 日

請求人は、結城市内の医療機関関係者との意見懇談、結城市長との懇談、境町での要望聴取及び取手市内での県議会報告について、当日は、終日政党活動である、高速道路未利用で取手から一般道路なら自宅まで3時間超かかる、取手市内の県議会報告は虚偽で、事実上公明党主催の時局講演会に参加であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、取手市内の時局講演会には、出席したが、県政報告を行い、会合の前後に首長や地元有識者と意見交換を行ったとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。また、高速道路を利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(チ) 平成 28 年 5 月 1 日

請求人は、公明党政調会及びつくば山麓のメガソーラー建設現場の確認について、つくば山麓なのに桜土浦 IC で降りたのは疑問である、高崎議員は土浦北 IC を使用している、「筑波山麓のメガソーラー視察」は前年度4度調査している、帰路は日立中央 IC 経由で全体が信用できない、高崎・八島議員とも按分率が2分の1であり、参議院選対策であろうとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は政務活動として、行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて按分していた。また、前年度調査したことは政務活動費への充当を否定する理由とはならず、経路についても合理性を欠くものではな

かった。従って、請求人の主張は理由がない。

- (ツ) 平成 28 年 5 月 3, 4, 14 日, 7 月 18 日, 8 月 28 日, 平成 29 年 1 月 17 日  
請求人は、これらの住民相談は政務活動に該当しないとの理由により、平成 28 年 5 月 14 日, 7 月 18 日, 8 月 28 日分については半額を、平成 28 年 5 月 3, 4 日, 平成 29 年 1 月 17 日分については全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、これらの住民相談は、専ら政務活動としての活動であった。なお、極めて広範な裁量の下に行われるという政務活動の性格から、住民相談の内容は多岐に及ぶことが想定されるので、一概にこれを政務活動として認めないというのは請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

- (テ) 平成 28 年 5 月 10 日

請求人は、県議会報告、県議会でのヒアリング及び牛久市内で県政要望聴取について、高速のルートから、牛久阿見 IC まで直行直帰なので県議会でヒアリングはあり得ない、龍ヶ崎市の時局講演会に参加したはずであるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、龍ヶ崎市内の時局講演会には、参加したが、県政報告を行い、会合の前後に地元首長や有識者等と意見交換等を行ったとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。また、経路については、県議会から日立市内に戻った後に牛久市に向かったとのことであり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

- (ト) 平成 28 年 6 月 8 日

請求人は、地元国会議員と意見交換、県議会一般質問で水戸市での意見交換及び笠間市で県政報告等について、他県議は独自の行動をとっている、高速のルートから笠間市へ行っていない、なぜ桜川筑西 IC を経由したのか全く信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、他の議員の行動との関係においても、整合性を欠くものではなかった。さらに、桜川筑西 IC を経由した理由については、政務活動の一環として、県西の新たな病院敷地の現地確認を行ったとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

- (ナ) 平成 28 年 6 月 19 日

請求人は、水戸市での県政要望聴取は、高崎議員の役割のはずで信用できず、参議院選公示3日前で終日政党活動のはずであるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、水戸市での要望聴取は高崎議員の役割のはずとの主張は、単に請求人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(二) 平成28年6月20日

請求人は、小美玉地区の医療法人・社会福祉法人との意見交換、高萩市の社会福祉法人施設長らとの意見交換、日立市で医療法人理事長との意見交換、埼玉県熊谷市で医療法人理事長との意見交換等について、4つの医療法人と意見交換とあるが、一日で回れる行程ではない、高速道路の利用なしで熊谷市までの移動は不可能である、高速道路を利用すれば、少なくとも、4回は利用するが、非開示になっているのは2回分であり、全く信用できない等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、別のETCカードにより高速道路を利用したが、請求しなかったとのことであり、経路についても特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(又) 平成28年6月24日

請求人は、土浦市での道路整備についての現地調査(八島議員同行)について、八島議員は行動の記載がない、高速道路のルートから、土浦市を訪問していないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ネ) 平成28年7月6日

請求人は、医療機関関係者から聞き取り(草加市及び越谷市)及び看護助師への転職に関する住民相談について、参議院選投票日の4日前であり、高速利用の明細から推測すると、前日、埼玉県はどこかに宿泊したはず、不可解な高速道路の走りで、埼玉県での選挙応援は間違いない、越谷・草加市とも外環道の草加ICの近くだが、実際に走った練馬、大泉、川越は全くの方向違いとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、専ら政務活動としての活動であった。また、当日は川越市内で情報管理関係の聞き取り調査を実施しており、経路についても、著しく妥当性を欠くものではなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ノ) 平成 28 年 7 月 11 日

請求人は、県議会での県北芸術祭講演会の打合せ、県内選出国會議員との意見交換(衆議院議員会館)及び小美玉市での医療法人の理事長と意見交換について、井手議員のホームページに記載されている移動距離が 84km で申請距離が 94km となっている、国會議員とは、選挙で勝利した公明党議員であろう、県の代表が投票日の次の日、終日政務活動は全く信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、当該議員のホームページの記載と政務活動費の申請は関連しておらず、ホームページの距離の記載は必ずしも正確なものではないとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ハ) 平成 28 年 7 月 12 日

請求人は、県議会でのヒアリングについて、県議会へ行くのに往復とも那珂 IC 経由は考えられない、井手議員は信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、活動場所までの経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。さらに、井手議員は信用できないというのは請求人個人の評価を述べたにすぎず、失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヒ) 平成 28 年 7 月 23 日

請求人は、「道の駅ひたちおおた」の視察調査について、前日と同じ「道の駅視察」は信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、前日と同じ施設の調査を行っていても、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、このことをもって、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(フ) 平成 28 年 7 月 27, 28, 29 日

請求人は、熊本県地震被災地調査について、高速道路利用明細が不開示になっているが観光を隠すためであろう、高速道路のルートが理解できない、観光だろう等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として

の活動であった。また、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヘ) 平成 28 年 7 月 30, 31 日

請求人は、ポケモンスポット調査について、政務活動に該当しないとの理由により、平成 28 年 7 月 30 日分については全額を、31 日分については半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ホ) 平成 28 年 8 月 4 日

請求人は、防災科学技術研究所関係者との意見交換（公明党主催の防災講演会）及び日立市内の県政懇談会について、公明党主催の防災講演会は政党活動であり、他の 3 県議は収支報告書等への記載がない、県政懇談会も同様であり、全体が信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、請求人の主張する「公明党主催の防災講演会」の記載は「県議会公明党主催の防災講演会」の誤りであり、会派主催の政務活動に係る意見交換であった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(マ) 平成 28 年 8 月 8, 9, 10 日

請求人は、瀬戸内国際芸術祭の現地調査について、観光であり、航空運賃を除いて、2泊3日の約7万5千円は豪華な旅行と言える等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、社会通念上、妥当性を欠くような支出は認められなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ミ) 平成 28 年 8 月 11 日

請求人は、住民相談について、わずか 18 分の駐車で住民相談を行ったのか疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、つくば市で鬼怒川水害の被災者から要望聴取を行っており、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ム) 平成 28 年 8 月 31 日

請求人は、台風 10 号の被害調査(河原子海岸、久慈浜地区)、河原子海岸の堤防整備の要望(高萩工事事務所)、県議会で 9 月議会の資料整理及び各部からのヒアリングについて、当日、高速道路は 1 回のみ利用している、県議会からの帰路に那珂 IC 経由は不可解である、高萩工事事務所まで一般道路を使用しているのも不可解であり、全く信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、前述のとおり、県議会からの帰路に那珂 IC を利用したことについては議員の裁量の範囲内であり、その他経路に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(メ) 平成 28 年 9 月 2, 3, 7, 10, 11, 21, 22, 25, 27, 29 日, 10 月 9 日

請求人は、県北芸術祭の準備状況確認や調査について、18 回は異常であり、相当暇なのか、虚偽であるかのどちらかであるとの理由により、平成 28 年 9 月 29 日分については全額を、それ以外の分については半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、調査回数については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、当該調査の回数をもって政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(モ) 平成 28 年 9 月 24 日

請求人は、政策調査会等について、水戸市の公明党茨城県本部大会に参加は間違いない、八島議員及び高崎議員は収支報告書等への記載がないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としたとのことであった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヤ) 平成 28 年 10 月 3 日

請求人は、公明党政調会(県北芸術祭の実施状況)に係るレンタカー料金について、井手議員のプリウスに 4 議員が同乗できたはずであり、議員以外の 2 名は自己負担すべきである等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、請求人の主張する「公明党政調会」については「茨城県議会公明党県内調査」と記載されていた。また、

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。さらに、具体的な移動方法については、会派又は会派の委任を受けた議員の裁量に委ねられているところであり、請求人の主張は失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ユ) 平成 28 年 10 月 4 日

請求人は、県議会報告、公明党政策検討会等について、県議会まで往路とも那珂 IC 利用は不可解である、他の議員は収支報告書等への公明党政策検討会の記載がないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、前述のとおり、那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり、その他経路に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことも前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヨ) 平成 28 年 10 月 11 日

請求人は、日立市での住民相談、県議会での説明聴取等について、水戸 IC 着が 17 時 30 分であり、それから「県議会で説明聴取」は、時間的に無理で信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県議会での説明聴取についても実施されており、これらの経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ラ) 平成 28 年 10 月 17 日

請求人は、住民相談及び県議会での打合せについて、高速道路未利用は不可解であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨を主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(リ) 平成 28 年 10 月 18, 19 日

請求人は、あいちトレエンナーレ調査について、複数名による観光と位置づけるのが妥当であろうとし、理由として①東京駅から名古屋往復間が JTB のツアーに変わっていた、料金が割高であり、複数のツアーとみるのが自然である、②東京駅で土産を購入しているが、女性に人気のあるケーキ類で同行者は、女性の可能性が高い、③パーキングメータで 300 円を払ったのが 16 時 8 分、15 時以前にはレンタカーを借りたはずだが、宿泊したホテルへ駐車したのが 21 時 4 分であり、この間一体何をしていたのか、19 日の視察は東京寄りの豊

橋駅前であったが、新幹線の移動の方がはるかに早く帰路につけたのになぜレンタカーを借りたのか、高速道路 I C の到着時間から推計すれば、豊橋駅前の会場にいたのは、食事時間を含めてせいぜい 2 時間である、駐車した形跡がないのもおかしい、本当に訪問したのか疑われる、2 日間で風景写真が 3 枚だけで本人のスナップ写真は 1 枚もなく、観光そのものであろう等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、行程等についても不自然とする点はなく、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、今回購入した土産品の種類、写真の枚数等の主張については、政務活動費の充当の可否に影響を及ぼすものではない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ル) 平成 28 年 10 月 20 日

請求人は、ひたち海浜公園の入場者数調査について、10 月 16 日にも行っており、不可解であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、調査回数については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、当該調査の回数をもって政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(レ) 平成 28 年 10 月 22 日

請求人は、水戸市での 12 月議会に提出予定の条例案などの検討について、他県議は条例案の検討を行っていない、往路とも那珂 IC 利用で行先が水戸市はあり得ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、前述のとおり、那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり、経路に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことも前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ロ) 平成 28 年 10 月 29 日

請求人は、常陸大宮市と常陸太田市での意見交換について、自宅から常陸大宮市と常陸太田市へ行くのに那珂 IC 経由はあり得ないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、那珂 IC を利用した理由は交通渋滞の状況などを勘案して高速道路を利用したとのことであったため、経路等に不自然とする点はなく、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ワ) 平成 28 年 11 月 1 日

請求人は、発達障害と内臓障害の合併症患者についての住民相談(かすみがうら市等)について、10月28日から11月5日までの高速利用明細で7回分非開示だが、11月4日まで7回分申請していることから、その他の利用はあり得ない、日立市からかすみがうら市まで高速道路未利用は考えられないので、かすみがうら市訪問は虚偽であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、高速道路については、別のETCカードにより利用したが、請求をしなかったとのことであり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヲ) 平成 28 年 11 月 2 日

請求人は、かすみがうら市での発達障害と腎臓疾患の重複障害者に係る住民相談について、2日続けて同様な相談でかすみがうら市へ行くのは信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、住民相談の回数については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、2日続けて同様なテーマで住民相談を行ったことをもって政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ン) 平成 28 年 11 月 4 日

請求人は、県議会での議会改革について専門家からのヒアリングと意見交換、守谷市内での県議会報告について、守谷市での県議会報告は党内会議である、当該議員のホームページに記載されている移動距離より申請距離が多いのも理解できないとの理由により、県議会までの交通費を超過する額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、当該議員のホームページの記載と政務活動費の申請は関連しておらず、ホームページの距離の記載は必ずしも正確なものではないとのことであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ア-2) 平成 28 年 11 月 7 日

請求人は、県北振興課への要望等について、11月7日から11月21日まで高速利用代金明細書で36回分非開示となっているのはなぜなのか、県議会へ行くのに、どうして那珂IC経由なのか、信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該交通費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、前述のとおり、那珂 IC の利用については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。なお、高速料金利用明細書に関しては、議会事務局において、閲覧時に政務活動費の充当対象外である利用部分は塗りつぶしているが、閲覧書類の一部について塗りつぶす部分に誤りがあった。これらについては、塗りつぶす前の高速道路明細により、収支報告書等との整合を確認している。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ-2) 平成 28 年 11 月 11 日

請求人は、日立市役所での県北芸術祭の今後の展開に係る意見交換、常陸大宮市長への要望書提出、防災科学技術研究所担当者と打合せ、常陸太田市長への要望書提出等について、つくば市議選で岡本三成衆議院議員が午後 1 時から 3 か所で街頭宣伝を行っており、井手議員も間違いなく市議選対策でつくば市にいたはずである、高速道路のルートが不可解であるとの理由により、ガソリン代の半額及び高速料金全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されているため、請求人が半額の返還を求めるガソリン代については、請求人の主張はその根拠を失っている。

資料等により確認したところ、当該衆議院議員の街頭での活動には立ち寄ったとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。

また、経路等に妥当性を欠くところはなく、議会事務局で保管している収支報告書等にも特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ-2) 平成 28 年 11 月 13 日

請求人は、常総市内での意見交換について、1 月 10 日付で追加請求(中央道接続 650 円、常磐道接続 650 円)の形式が違う、高崎議員のカードから引き落とされている、行先は常総市なのに、なぜ中央道接続なのか信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費については、政務活動費とそれ以外の活動が混在するとして、手引の規定に基づき按分されていた。また、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ-2) 平成 28 年 11 月 15 日

請求人は、「犬猫殺処分ゼロを目指す条例」についていばらき自民党と意見

交換，12月議会提出予定議案の説明聴取及び茨城県行財政改革大綱の検討状況ヒアリングについて、「元日立市長樫村千秋氏の告別式に参列」は政務活動に該当しない，水戸 IC までの料金 780 円が重複しているとの理由により，高速料金の一部及びガソリン代半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，私的活動は含まれておらず，当該経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。また，議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ，請求人の主張する「元日立市長樫村千秋氏の告別式に参列」の記載はなく，その他経路等についても，特に不自然とする点はなかった。従って，請求人の主張は理由がない。

(オ-2) 平成 28 年 11 月 16 日

請求人は，県北芸術祭「杜の蜃気楼」会場確認，住民相談及び水戸市での県議会報告について，日立南太田 IC から日立中央 IC までの高速道路のルートがあいまいで信用できないとの理由により，半額を返還請求すべき旨を主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。また，経路についても，活動場所及び行先から，特に不自然とする点はなかった。従って，請求人の主張は理由がない。

(カ-2) 平成 28 年 11 月 17 日

請求人は，地方公聴会の傍聴について，水戸市へ行くのになぜ那珂 IC 経由なのか信用できないとの理由により，半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。また，前述のとおり，那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり，議会事務局で保管している収支報告書等も特に不自然とする点はなかった。従って，請求人の主張は理由がない。

(キ-2) 平成 28 年 11 月 21 日

請求人は，県議会でのヒアリング等について，11月7日から当該議員のホームページに記載されている総移動距離 2,338km のうち 2,326km(99.5%)でのガソリン代請求はあり得ない，県議会なのに那珂 IC 経由は信用できないとの理由により，半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ，当該経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。また，当該議員のホームページの記載と政務活動費の申請は関係しておらず，ホームページの距離の記載は必ずしも正確なものではないとのことであった。さらに，前述のとおり，那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり，議会事務局で保管している収支報告書等にも特に不自然とする点はなかった。従って，請求人の主張は理由がない。

(ク-2) 平成 28 年 11 月 30 日

請求人は、県議会での12月議会の意見書案及び守谷市長との意見交換並びに桜川市内での県政報告について、他の議員は収支報告書等に12月議会の意見書案の意見交換の記載がない、県政報告は党内会議である、笠間西ICで降りたのは疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路についても特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ケ-2) 平成28年12月1日

請求人は、本会議、県議会改革特別委員会、フラワーパークのウインターイルミネーションの点灯式への出席、茨城県食のアドバイザーとの意見交換等について、本会議出席で移動距離のすべてに渡りガソリン代取得は不当であり、高速道路未利用も不可解であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表1のとおり請求人が交通費等請求理由としている「本会議 県議会改革特別委員会」の記載はなかった。また、資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。さらに、高速道路については、別のETCカードを利用したが、請求しなかったとのことであり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(コ-2) 平成28年12月4日

水戸市での平成29年度茨城県の予算編成に関する要望書の取りまとめについて、他の議員は収支報告書等への記載がない、高速道路未利用は不可解等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(サ-2) 平成28年12月5日

請求人は、県議会での担当課からのヒアリング及び平成29年度茨城県の予算編成に関する要望書の取りまとめについて、他の議員は収支報告書等への予算編成に関する要望書の取りまとめの記載がない、那珂ICで16時52分以下りてから県議会でヒアリングは信用できないとの理由により、全額を返還

請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、県議会でのヒアリングを含めて活動内容を実施したとのことであり、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(シ-2) 平成 28 年 12 月 18 日

請求人は、予算要望協議及び県立こころの医療センター睡眠医療クリニック現地調査について、他の議員は収支報告書等への予算要望協議の記載がない、県本部主催の議員総会に出席のはずとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、議員総会は開催しているが、経費については、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としており、手引に基づいて按分していた。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ス-2) 平成 28 年 12 月 21 日

請求人は、古河市での地元住民・議員からの要望聴取について、古河市へ行くのなら、桜川筑西 IC 経路が常識であるが、谷田部 IC 経路であり、全体が信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、谷田部 IC の利用についても特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(セ-2) 平成 28 年 12 月 24 日

請求人は、水戸市での県政報告・懇談会について、水戸市での県政報告・懇談会は党内会議であり、高速道路未利用は不可解であるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ソ-2) 平成 28 年 12 月 27 日

請求人は、平成 28 年 12 月 27 日の国民宿舎鶴の岬へのヒアリングについて、電話で用は済むはずであり、政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動とし

ての活動であった。また、電話で用は済むはずとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり失当である。従って請求人の主張は理由がない。

(タ-2) 平成 28 年 12 月 29 日

請求人は、地震の被害・影響調査(日立市役所, 高萩市役所)及び 日立市の公共事業の進捗状況調査について、連日の公共事業調査が必要であるか、市役所は休日であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(チ-2) 平成 28 年 12 月 31 日

請求人は、鳥インフルエンザの影響調査について、年の終わりの 31 日に 1 日中鳥インフルエンザ調査は考えられないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ツ-2) 平成 29 年 1 月 4 日

請求人は、知事との意見交換、白鳥の生態調査(常磐道水戸 IC 付近)及びつくば市内での県議会報告について、県庁へ行くのに那珂 IC を経由するのは疑問であり、田村議員の TX つくば駅前での新春街頭宣伝(政党活動)と行動を共にしたはずであるとの理由により、ガソリン代及び高速料金の一部を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引の規定に基づき按分していた。また、前述のとおり、那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり、経路に特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(テ-2) 平成 29 年 1 月 9 日

請求人は、高崎議員との県政の課題に関する意見交換について、高崎議員は大子町及び常陸大宮市で観光振興策の調査を行っており、那珂 IC 経由も理解できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、高崎議員の行動との関係において整合性を欠くものではなく、専ら政務活動としての活動であった。また、前述のとおり、那珂 IC の利用については議員の裁量の範囲内であり、経路に特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ト-2) 平成 29 年 1 月 20 日

請求人は、3月議会の代表質問、一般質問の内容等の会派打合せについて、他の議員の収支報告書等への記載がないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表1のとおり、同日において請求人の主張する交通費等請求理由による当該議員に係る政務活動費の充当は確認できなかった。従って請求人の主張は理由がない。

(ナ-2) 平成29年1月25日

請求人は、県議会報告、鉾田市内のいちご農家を訪問及びつくば市での住民相談について、茨城町東ICを降りて、乗るまでの約35分間何をしたのか疑問である、帰路は東海スマートで降りており、不可解な行程で信用できないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、活動場所及び行先に矛盾はなく、経路についても、特に合理性を欠くものではなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ニ-2) 平成29年1月26日

請求人は、国会議員会館での意見交換及び笠間市内での住民相談について、高速料金の明細からみると、国会議員会館へ行っておらず虚偽である、また、当該議員のホームページに記載されている移動距離222kmすべてにガソリン代を請求しているが、水戸南ICを15時50分に下りて日立南太田ICの20時12分までの行動が不明であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、水戸南ICを使用した理由は、水戸市内で他党の国会議員と意見交換を行ったためとのことであり、経路についても、特に合理性を欠くものではなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヌ-2) 平成29年1月31日

請求人は、震災復興状況の視察等について、政務活動に該当しないとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に該当しないとの主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ネ-2) 平成29年2月4日

請求人は、つくば市内での太陽光発電施設視察、真壁のひなまつり視察及び龍ヶ崎市での県議会報告について、公明党本部主催のつくば市新春の集いなの

に龍ヶ崎市で県議会報告はあり得ない、また、新春の集いの後に太陽光発電視察、真壁の雛祭り見学、龍ヶ崎での県議会報告の行程に無理があり、他の議員は収支報告書等への記載がない、すべて虚偽であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は政務活動として行ったものであるが、政務活動費とそれ以外の活動が混在するとして、手引の規定に基づき按分されていた。また、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、活動場所及び行先に矛盾はなく、経路についても、特に合理性を欠くものではなかった。さらに、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ノ-2) 平成 29 年 2 月 5, 6, 7, 8 日

請求人は、広島県、岡山県県外調査について、2月2日に珈琲哲学水戸店、2月4日にがっぺ屋で土産を購入しているが、飲食店であり、干芋を扱っていない、県庁と考えられる写真が1枚と国の重要文化財だけで、全体として観光である、同行者はいなかったのかが疑われる、3泊3日の視察旅行を単独で行うことは考えられない、平成27年度は2泊3日の3度の視察旅行で少なくとも2回は複数であった、2月8日のピースワンコジャパン訪問は、犬の公園で県議が視察するような場所でない、ホームページに視察を示す写真が全くない、成田市から自宅までの距離185kmは多すぎる等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、写真の枚数等は政務活動の充当の可否に関係なく、経路についても著しく妥当性を欠くものではなかった。なお、同行者がいたとしても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ハ-2) 平成 29 年 2 月 16 日

請求人は、土浦市での県南地域の活性化並びに圏央道及び国道6号の4車線化などの意見交換について、県南の活性化や道路問題は、土浦市や国土交通省が窓口であり、桜土浦ICでなく、土浦北IC経由になるはずである、地元県議らは別行動で、井手議員は信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動費としての活動であった。また、経路についても、特に不自然とする点はなかった。

さらに、他県議の行動との関係においても合理性を欠くとはいえない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヒ-2) 平成 29 年 2 月 19, 21 日

請求人は、世田谷区の動物愛護施設視察について、県政について何の役に立つのか疑問であり、高速道路 IC のルートから推察すれば、水戸市からの同行者がいる、視察を示す本人のスナップ写真がない、駐車時間と高速道路の発着時間に整合性がない、2日後の21日に土産を購入していることなど全体に信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであり、視察の行程等についても不自然とする点はなかった。また、土産については、2月21日に購入し、宅配便で送ったとのことであった。さらに、議員の写真がないことは政務活動の充当の可否に関係ない。なお、同行者がいたとしても、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(フ-2) 平成 29 年 2 月 23 日

請求人は、筑西市長と意見交換、筑西市役所庁舎視察及び会派意見交換(水戸市内)等について、告別式に参列し、筑西から水戸 IC に 17 時 51 分に着いてから、水戸市内で会派意見交換はあり得ない、他県議は別活動の記載で全く信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、私的活動は含んでいないとのことであり、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、他県議の行動との関係においても不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヘ-2) 平成 29 年 2 月 24 日

請求人は、県議会でのヒアリングについて、日立中央 IC から乗り日立南太田 IC で降りているので、県議会へ行っていないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、議員の裁量の範囲内であり、議会事務局で保管している収支報告書等においても、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ホ-2) 平成 29 年 2 月 25 日

請求人は、つくば市での大規模太陽光発電施設、つくばジオサイト及びつくば梅林の視察について、約 2 時間で大規模太陽光発電施設・つくばジオサイト等の視察は不可能である、また、梅まつり期間中で、梅林視察は観光である、

さらに帰路、水戸 IC で降りて約 50 分間の目的は何であるか疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であり、視察の行程等についても不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(マ-2) 平成 29 年 3 月 4 日

請求人は、会派政調会について、他の議員は収支報告書等に別行動を記載しているとの理由により、半額を返還請求する旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであり、他県議の行動との関係においても不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ミ-2) 平成 29 年 3 月 12 日

請求人は、地域描講座の受講について、「地域猫」に関する講演を聞くためマイカーで行くのは疑問であり、通常は電車を利用する、また、政務活動に合致するのにも疑問があるとの理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、移動方法については、会派又は会派の委任を受けた議員の裁量に委ねられているところであり、請求人の主張は失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ム-2) 平成 29 年 3 月 20 日

請求人は、県議会報告、商店街視察、ボランティア等との意見交換等について、距離上、鹿嶋市往復は無理であり、ほとんど信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、当日の行先は、日立市内及び水戸市内であり、鹿嶋市は含まれていなかった。また、資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

イ 高崎進議員

(ア) 4月2, 3, 4, 5, 7, 11, 12, 14, 15, 16, 18, 19, 21, 23, 24, 27, 28, 29日, 5月2, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 22, 25, 26, 28, 29, 30, 31日, 6月5, 7, 8日, 7月13, 15, 16, 17, 21, 24日, 8月1, 6, 7, 8, 11, 12, 17, 20, 21, 24, 27, 28, 29, 31日, 9月1, 3, 4, 6, 11, 13, 17, 18, 19, 21, 26, 27, 28日, 10月4, 5, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31日, 11月1, 2, 3, 4, 7, 10, 16, 20, 22, 23, 25, 27, 29, 30

日、12月2、3、4、5、9、10、11、17、20、21、23、24、25、27、28、29日、平成29年1月7、9、10、14、15、18、19、20、21、26、27、29、30、31日、2月2、3、5、6、8、11、13、23、24、25、26、28日、3月1、4、5、10、29、31日

請求人は、これらの県政に関する意見交換、住民相談、県政報告等について、政務活動に該当する理由が具体的に証明されないのであれば全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、これらの経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成28年4月6、8、10、25日、5月5、11、21日、6月3、4、11、12、17、18、19、22、25、27、28日、7月1、4日、12月18日、平成29年1月5、6日、2月4日、3月30日

請求人は、これらの県政に関する意見交換、住民相談等について、請求理由と異なる行事への参加、政党活動、選挙運動等で政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成28年7月4日分の駐車場料金に係る経費については、会派から錯誤の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張はその根拠を失っている。また、平成28年5月11日、6月22日、平成29年1月6日分の経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、政務活動とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分したとのことであり、それ以外は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成28年4月11日

請求人は、会派政策打ち合わせについて、他の議員は収支報告書等への記載がないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成28年4月13日、5月8日、6月2日、7月18、22、23日、12月23日、平成29年2月1、12日、3月26日

請求人は、道の駅の視察を多数行っているが、単なる観光で県政に関係しない、平成28年7月23日の道の駅視察については利用ICに疑問がある等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、道の駅等の視察を何か所していようとも、議員の判断によるものであり、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。さらに、平成28年7月23日については、交通渋滞により、当初予定していたICと別の場所で降りたとのことであり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成28年4月9, 30日

請求人は、観光振興調査等について、単なる観光である等の理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成28年4月17, 20日

請求人は、これらの意見交換、水害被害後の復旧状況視察、赤十字茨城事務所での懇談等について、募金活動や義損金を渡す行為であり、ボランティアのため、政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成28年4月17日分の経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分したとのことであり、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。なお、政務活動については、様々な機会での実施が想定されるところであり、政務活動として認めないというのは請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成28年4月22日

請求人は、国土交通省要望及び県政に関する要望聴取について、国土交通省へは「霞が関IC」で降りるのが常識であり、同省への要望行動は虚偽の可能性が高い、通常は電車の利用であり、自家用車利用も疑問である、取手市で「公明党本部主催の時局講演会」が開催されており、そのために、谷和原ICで降りているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、取手市内の時局講演会に立ち寄り、首長、市議、有力者等と地域活性化等県政に関する意見交換を行ったとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。また、資料には活動内容として取手市内で地域活性化について意見交

換とあり、谷和原 IC の利用に不自然とする点はなかった。さらに、具体的な移動方法については、会派又は会派の委任を受けた議員の裁量に委ねられていることから、自家用車利用に係る請求人の主張は失当である。従って、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 28 年 5 月 1 日

請求人は、県政に関する意見交換及び公明党政調会について、各議員の交通費請求の理由が異なり信用できない、往路とも岩間 IC で乗り降りも疑問である、参議院選対策であろうとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費のうち高速料金分については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動とそれ以外が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引の規定に基づき按分したとのことであった。また、経路についても、不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 28 年 5 月 10 日

請求人は、観光業者との観光振興に関する意見交換及び龍ヶ崎市内での県政報告会について、龍ヶ崎市で時局講演会に参加しているとの理由で全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表 1 のとおり、同日において当該議員に係る請求人の主張する活動内容での政務活動費の充当は確認されなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 28 年 7 月 6 日

請求人は、道の駅きたかわべ視察について、道の駅視察は口実で、埼玉県選挙応援であり、帰路は道の駅から直線で 17km の南の久喜 IC 経由であり、道の駅視察は大いに疑問がある、視察が事実であったとしても全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であり、経路についても特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(サ) 平成 28 年 7 月 30 日

請求人は、公明党政策検討会及び千波公園のポケモンスポット調査について、八島議員及び田村議員は、収支報告書等に政務調査会の記載がない、ポケモンスポット調査は政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての

活動であった。さらに、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(シ) 平成 28 年 10 月 1 日

請求人は、岩手国体開会式視察について、経費に観光が含まれていると思われる、日帰り可能であるのに宿泊しており、主な目的は観光である等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されず、行程についても特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 28 年 10 月 7, 8 日

請求人は山梨県における観光推進の概要及び現状の視察について、一宮御坂 IC の利用は疑問であり、宿泊費の申請もなく、実際に山梨県庁に行ったか怪しいが、半分は観光である、県議会に提出された政務活動実施成果報告書は 10 月 7 日のみである等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されず、行程についても特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成 28 年 2 月 14, 15 日

請求人は、富山県広域消防防災センター視察について、観光費用が含まれている等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。さらに、議会事務局保管の収支報告書等からも、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ソ) 平成 28 年 3 月 6 日

請求人は、県政に関する意見交換について、具体的に政務活動であることが証明されない限り、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表 1 のとおり、同日において請求人の主張する交通費等請求理由による当該議員に係る政務活動費の充当は確認できなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

なお、平成 29 年 3 月 5 日に、同様の内容での政務活動費への充当が認めら

れたが、当該経費についても、特に不自然とする点はなかった。

ウ 八島功男議員

(ア) 平成 28 年 4 月 2, 3, 18 日, 11 月 20 日

請求人は、これらの観光振興調査、観光行事視察等について、単なる観光であるとの理由により、平成 28 年 4 月 2, 3 日分については半額を、同月 18 日, 11 月 20 日分については全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われたものであった。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 4 月 8 日

請求人は、会派政策打ち合わせについて、井手議員の活動内容と相違しており、参議院選挙対策であろうとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、当該打ち合わせについて、収支報告書等の記載は、井手議員は県議会公明党政調会として「自然環境を守りながらの観光振興について」、八島議員は「新年度の会派調査内容、県南地区の環境問題など」としていたが、表現の相違と考えられ、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 28 年 4 月 15 日, 6 月 3, 4, 29 日, 7 月 1, 6, 26, 27 日, 8 月 26 日, 9 月 28 日, 10 月 20 日, 11 月 26, 30 日, 12 月 3, 19 日, 平成 29 年 1 月 5, 6 日, 2 月 2, 28 日, 3 月 29, 30 日

請求人は、これらの勉強会、県政報告会等について、請求理由と異なる行事への参加、政党活動、選挙運動等で政務活動に該当しないとの理由により、平成 28 年 7 月 1, 26 日, 平成 29 年 2 月 2 日分については半額を、平成 28 年 11 月 26 日分については一部を、それ以外の分については全額を返還請求すべき旨主張する。

平成 28 年 6 月 3 日, 8 月 26 日, 平成 29 年 1 月 6 日, 3 月 30 日分の経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分したとのことであり、それ以外は専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 28 年 4 月 20 日, 5 月 16 日

請求人は、熊本地震に係る調査について、赤十字への義援金贈呈であり、義援金に関することはボランティアであり政務活動ではないとの理由により、全

額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動に係る経費は、専ら政務活動としての活動であった。政務活動については、様々な機会での実施が想定されるところであり、政務活動として認めないというには請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 28 年 4 月 30 日

請求人は、川越市での観光振興の現地視察について、高速道路の利用に関して、桜土浦 IC から三郷、外環三郷西で降り、直線で 19 km 先の美女木第一（川越まで直線で 17 km）と美女木上で降りている、帰路は谷田部 IC で降りており、行程が不可解であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、活動場所、行先等から高速道路利用の行程に関して、政務活動への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 28 年 5 月 1 日

請求人は、メガソーラー建設場所確認について、参議院議員選挙対策の会議であるとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、政務活動として行ったものであるが、政務活動費とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としており、手引の規定に基づき按分していた。従って、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 28 年 5 月 5 日

請求人は、石岡市の課題に係る活動について、街頭宣伝は政党活動である、信用できないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、街頭活動には参加しているが、同時に市民相談や要望聴取に対応しているとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。従って、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 28 年 5 月 6 日

請求人は、市民相談及び各部の案件の聞取りについて、相談内容が政務活動に入らない、また、聞取りを行った場所に同じ会派の他の議員が行っていないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として

の活動であった。また、各部の事業聞取りは必ず会派全員で実施するというものではなく、当該議員だけであっても不自然とはいえない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 28 年 5 月 10 日

請求人は、各部の事業聞取りについて、5月6日に続いての各部からの聞取りであり、他の議員は収支報告書等への記載がなく、信用できない、龍ヶ崎市で時局講演会に参加していることは間違いのないとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該議員単独で各部から県政執行の状況を聴取しており、復路に龍ヶ崎市での時局講演会に参加したとのことであり、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。また、前述のとおり、各部の事業聞取りは必ず会派全員で実施するというものではなく、当該議員だけであっても不自然とはいえない。さらに、5月6日に続いて、各部からの聞取りを行っていても、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、政務活動費への充当を否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 28 年 5 月 13 日

請求人は、大洗町での金融機関動向調査について、前年度大洗に宿泊したものと同一パターンであり、金融機関関係者との宿泊が考えられるとの理由により、大洗町までのガソリン代及び高速料金を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(サ) 平成 28 年 6 月 22 日

請求人は、高速料金について、自家用車利用記録簿がなく、高速料金明細を見て無意識に申請しただけである、参議院選挙の公示日であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、高速料金に関して「各部打合せ（県議会）」との活動内容の記載があった。また、資料等により確認したところ、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。なお、当該活動に関するガソリン代の充当は行わなかったため、自家用車利用記録簿への記載はしていないとのことであった。従って、請求人の

主張は理由がない。

(シ) 平成 28 年 6 月 27 日

請求人は、茨城空港等の現状調査について、参議院議員選挙の期間中で、帰路が一般道であるため信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該活動は、専ら政務活動として行われたものであった。また、帰路に高速道路を使用していなくても、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 28 年 7 月 5, 19 日, 12 月 30 日, 平成 29 年 2 月 8 日

請求人は、住民（市民）相談について、相談内容が政務活動ではない、何の相談か分からないとの理由により全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。住民相談に内容に関しては、広範に及ぶことが想定されるので、一概にこれを政務活動として認めないというには請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成 28 年 7 月 12, 25 日, 8 月 8 日

請求人は、県議会の一般質問に係る勉強会、県議会に向けた政務調査会等について、他の議員は収支報告書等への記載がなく、信用できないとの理由により、平成 28 年 7 月 12, 25 日分については全額を、8 月 8 日分については半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。なお、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(ソ) 平成 28 年 7 月 28 日

請求人は、道の駅視察について、政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(タ) 平成 28 年 7 月 31 日

請求人は、叙勲祝賀会について、政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張するが、当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(チ) 平成 28 年 9 月 29 日

請求人は、高速料金について、行先も目的もないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、活動内容として「稲敷市（旅館喜久・県道拡幅に伴う移転について）」と記載されており、資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ツ) 平成 28 年 10 月 7 日

請求人は、りんりんロードの進捗に係る聞き取りについて、他の議員は収支報告書等への記載がなく、また、当該活動の行先であれば異なる IC で降りるはずであり、信用できないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、事業聞き取りに他の議員が参加していなくても問題はなく、経路については、議員の裁量の範囲内であり、特に不自然とする点はなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

(テ) 平成 28 年 10 月 27 日

請求人は、公明党政務調査会及びひたち海浜公園の観光行事視察について、入園料の領収書が 2 名分あるのは、2 名で観光したことを示しているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、同行者がいたとしても、政務活動費への充当を否定する理由とはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ト) 平成 28 年 11 月 21 日

請求人は、牛久土浦バイパス期成同盟の国交省訪問について、水戸 IC と桜土浦 IC の高速道路使用の目的が不明であるとの理由により、高速道路料金全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、活動内容として「教育庁就学前教育調査」と記載されており、同日の国交省訪問については別に鉄道料金等が充当されていたことから、特に不自然とする点は認められなかった。また、資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ナ) 平成 29 年 2 月 1 日

請求人は、梅林の現状視察及び商店の調査について、政務活動に入らない、「商店街の調査」というが、地元と同じ会派の県議がいるだろうとの理由により、駐車料金を除く全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、調査先の地元と同じ会派の議員がいることは、政務活動費の充当の可否に関係がない。従って、請求人の主張は理由がない。

(二) 平成 29 年 3 月 4 日

請求人は、高速道路と道の駅の複合施設に係る調査について、当該議員がガソリン代の積算根拠としている走行距離では、自宅から当該調査の行先までの往復は無理であり、視察は虚偽であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、走行距離については、集計誤りにより過少に請求したものとこのことであったが、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。従って、請求人の主張は理由がない。

(ヌ) 平成 29 年 3 月 25 日

請求人は、幼児教育の推進に係る意見交換及び市民相談について、今年度 3 回目の保育園訪問であり、また、個人的な相談に政務調査はなじまない等の理由により、半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、訪問回数については、会派又は会派の委任を受けた各議員の判断であり、当該訪問回数をもって政務活動費への充当を否定する理由にはならない。従って、請求人の主張は理由がない。

エ 田村けい子議員

(ア) 平成 28 年 4 月 13, 22, 25 日, 5 月 5, 10, 11, 21 日, 6 月 4, 11, 22, 23, 28 日, 7 月 2, 16 日, 8 月 3, 20, 26 日, 9 月 24 日, 11 月 30 日, 12 月 7, 18 日, 平成 29 年 1 月 18, 28 日, 2 月 15, 22 日, 3 月 28, 29, 30, 31 日

請求人は、これらの県政報告会、意見交換及び政務調査会等について、請求理由と異なる行事への参加、政党活動、選挙運動等で政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

平成 28 年 4 月 22 日, 6 月 22 日 (ガソリン代のみ), 8 月 26 日 (ガソリン代のみ), 9 月 24 日 (ガソリン代のみ) 分の経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分したとのことであり、それ以外については、専ら政務活動としての活動であった。また、請求人は 12 月 18 日の政務調査会については、他の県議の収支報告書等への記載がない旨も併せて主張するが、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとし

ても、政務活動であることを否定する理由とはならないことは前述のとおりである。従って、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 28 年 4 月 16, 17 日

請求人は、災害対策の啓発活動について、ボランティアは政務活動に該当しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等により確認したところ、当該経費に係る活動は、政務活動費とそれ以外の活動が混在するものは、手引の規定に基づき按分されていた。なお、政務活動については、様々な機会での実施が想定される場所であり、政務活動に該当しないというのは請求人の思い込みによる見解を述べたにすぎない。従って、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 29 年 2 月 25 日

請求人は、つくば梅林梅祭視察について、単なる観光であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局保管の収支報告書等を確認したところ、別表 1 のとおり、同日において当該議員に係る請求人の主張する活動内容での政務活動費の充当は確認されなかった。従って、請求人の主張は理由がない。

#### (5) 請求人のその他の主張について

以上のほか、請求人は複数の議員の活動内容について、県政と直接関係しない、議員の仕事ではない、市政又は町政の範ちゅうである、そのほか活動内容への疑義等を述べて、これらの理由により、全額又は半額を返還請求すべき旨主張しているが、前述の平成 19 年 2 月 9 日の札幌高裁判決の趣旨からすれば、政務活動は会派やその委任を受けた各議員の極めて広範な裁量の下に行われるものであり、こうした政務活動の性格を理解することなく、請求人の判断により具体的な根拠を示さず政務活動であることを否定する主張は理由がない。

### 3 結論

以上のことから、請求に係る支出の一部は既に県に返還されていることから判断の対象外であり、その他の請求に係る支出について違法又は不当というべきものはなく、知事が財産の管理を怠る事実は認めることができない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。